

議会(第七八四号)

森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書(北海道小樽市議会)(第七八五号)

森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める要望意見書(北海道余市町議会)(第七八六号)

森友学園問題の疑惑解明を徹底的に行つことを求めれる意見書(東京都小金井市議会)(第七八七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

国際観光旅客税法案(内閣提出第一号)

○小里委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求める意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小里委員長 これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。海江田万里君。

○海江田委員 まず、本日、当委員会に先立つて、予算委員会で質疑の打切り、そして採決という事態に至りました。これは野党の同意なしの採決でございますから、厳重に、私ども、議会の一員として抗議をしておきたいと思います。

その上で、当委員会では、肅々と、この二月の

末日に税法の審議をするということで、関係各位の御協力に対して感謝を申し上げます。

それでは質疑に入らせていただきますが、ま

ず、安倍総理お久しぶりでございます、どう

も。きょうは時間も限られております。安倍総理

は、これまで連日予算委員会に出席をされておりました。が、予算委員会はもちろん歳出の内容を

決めます重要な委員会でございますが、当委員会も歳入を決めます大変重要な委員会でございま

す。内閣総理大臣は、言うまでもございませんが国政全般を取りまとめる大事な立場でござりますので、ぜひ、この歳入委員会の議論にも積極的に耳を傾けていただきまして、そして、お考えなどを議題といたします。

そして、私は、当委員会の理事としまして、当委員会での議論はつぶさに聞いてまいりました。時には発言もいたしましたけれども、ですから、私は、きょうは与党からの質問がないということ

でありますので、この財務金融委員会これまで議論を積み重ねました、その中で出た論点と申し

ますか、こういう問題が、やはり今回の歳入法の中には問題がありますよということを指摘をして、それに対する総理のお考えをお聞きしたいと

思います。

まず最初は、やはり税法、税制ですね。税制が

所得再分配の機能があるということでござりますが、税法における所得再分配の機能というものを

総理はどうお考えになつてているのかということをお尋ねしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 税における所得の再分配機能について御下問があつたと思いますが、格差が

固定しない、あるいは許容し得ない格差が生じない社会を構築していくことは重要な課題だ、こう

考えております。

これまで安倍内閣においては、税制について、再分配機能の回復を図るために、所得税の最高税率引上げ、給与所得控除の見直し、金融所得課税の見直し、そして相続税の見直し等を講じ、隨時実

施をしてきたところであります。

例えば、平成三十年度税制改正においては、基礎控除について、所得二千四百万円超えから遞減し、所得二千五百万円超えから消失する仕組みに見直すこととしており、所得再分配機能の回復に資するものと考えているところであります。

いずれにせよ、再分配機能のあり方については、経済社会の構造変化も踏まえながら、税制を含めて引き続きよく考えてまいりたいと思つております。

○海江田委員 今、税制の持つ所得再分配機能を強化したい、方向性としては強化したいといふお話をございましたけれども、当委員会でこれまで議論された中身では、特に今回のこの税制改正では、その所得再分配の機能が十分強化されていないんではないだろうかという意見が多く出ていることは事実であります。その一つが、やはり金融所得に対する課税が全く手をつけられなかつたということであります。

言つてもありませんが、金融所得、もちろん預貯金の利子もござります、株式の配当もござります、それから株の譲渡益もございます。こうして

たものが今、いつときは軽減で一〇%になりますが、それが二〇%に戻ったということは事実であります。が、それは数年前のことでありまして、しかもその一〇%にしたときは、やはり株価が低迷をしたときでありますから、緊急避難的に一

〇%にして、それを本則の二〇%に戻したということで、これからこの二〇%を更に高めていくと

いうことはやはり一つ考えられるのではないか

Aとか、いろいろな形でそういうしたものに、預金

より投資、貯金より投資ということに向かさせて

いきたいという、私どもとしての、金の流れとしてそういう考え方がありますので、今申し上げま

したように一〇から二〇に上げてまだ間もないところでもありますので、この流れを少々見させて

いたゞく時間をいただきながらねばいかぬと思つております。

まして、平成三十年度の与党の税制改正大綱におきましても、そういうものの対して総合的に検討する必要があるということを考えております。

○海江田委員 麻生財務大臣のお話は何度も承つておりますので、なるべく安倍総理にお願いをしたいと思います。

その考え方としまして、高めていくんだつたらどういうやり方でやるのか。他の所得と一緒に総合課税にするのか、あるいは分離課税はそのまま

で残して、分離課税の一〇%を例えれば三五%にす

るとか、こういうやり方もあるわけであります

が、ます、今回、金融所得課税について一切手を触れなかつたということについてどうお考えか、

お聞かせいただきたいと思います。できたら総理

の方がいいんですね。

○麻生国務大臣 この問題につきましては、今御指摘のありましたように、平成二十六年度から、いわゆる分離課税としていわゆる軽減税率とさせていただいて、あれは本則の二〇から一〇に引き下げおつたものを、平成二十六年度から一〇%上げて、二〇%の本則税率に戻したというのがそのもとであります。

したがつて、これが今、イギリスなんかも大体二〇ぐらいだと記憶しますけれども、他国に比べて特にぬきんでて低いわけではありませんし、やたら高いわけでもありませんし、やたら高いわけでもあります。

ただ、今、私どもとしても一点考えておかねばならぬのは、日本の場合、一千八百四十五兆円という個人金融所得のうち約九百五十兆円前後がいわゆる現預金ということになつておりますので、この預金を投資等々に振り向けていつでもらわないことということで、私どもとしては、NIS

Aとか、いろいろな形でそういうものに、預金より投資、貯金より投資ということに向かさせていきたいという、私どもとしての、金の流れとしてそういう考え方がありますので、今申し上げましたように一〇から二〇に上げてまだ間もないところでもありますので、この流れを少々見させていたゞく時間をいただきながらねばいかぬと思つております。

まして、平成三十年度の与党の税制改正大綱におきましても、そういうものの対して総合的に検討する必要があるということを考えております。

○海江田委員 麻生財務大臣のお話は何度も承つておりますので、なるべく安倍総理にお願いをしたいと思います。

今、麻生大臣からお話をございました。金融所得の中で預貯金が多いというのは、これはそのとおりであります。ただ、この金融所得の中で預

貯金が多いというのには、国民性などもありますが、あと、比較的所得の小さい人も、やはり一生懸命になって、老後が不安ですから、貯蓄をしているわけであります。

私が金融所得の課税を申し上げていますのは、あくまでも格差の是正、あるいは税の持つ所得の再分配機能の点から申し上げているわけですか、例えば、そういう意味でいうと、所得が一億円以上の人人がやはり株をたくさん持っているというデータはあるわけです。そして、その配当がまさに二〇%の課税、あるいは売却益もそうですけれども、それが二〇%の課税になりますと、片一方で三五%とかいう税率と比べて低いんじゃないか、結果的に金融所得を持つことによってその人の納める税金の税率が下がってしまうんじゃないでしょうか。ここをどう考えるかということを申し上げているわけであります。

○麻生国務大臣 これはもう、私どもは、いろいろな御意見がありましたので、この点は平成三十

年度の与党税制改正大綱の中において、きちんと申し上げますけれども、家計の安定的な資産形成を支援するという点と税負担の垂直的な公平性を

確保するという観点から、関連するいわゆる各種制度のあり方を含め、諸外国の制度、またマーケットへの影響等々も踏まえつつ、総合的に検討するということを平成三十年度の与党税制改正大

綱の中でやっていますので、私どもはこれに沿いまして丁寧に検討する必要があるうと思つておりますので、次上げていきなり、二〇%に上げてしまつたから、やつと株が上がってきたからといってまたぞろ上げるという、ちょっとタイミングの点もあるうかと思いますが、これが引き続き上がり続けていくか、これがちよつと何となくよくわからぬところなので、一日で千円も上がつたり下がつたりするような、ボラティリティーが高い時代なので、ちょっと何となく、今、そういつたところもよく見きわめないかねところかなという感じはしております。

○海江田委員 上げて上げてとおっしゃいますけれども、先ほど来お話をしているように、緊急避難的にやはり下げたんですね。それが常態に戻つてきた。あるいは、その中には、実は日銀の

E.T.F.による買い支えでありますとか、あるいは年金の資金による買い支えとか、こういう市場をゆがめるようなものもあるわけでありますけれども、やはり本則は二〇%であつたということ、これは忘れてはいけないことだと思います。

それから、市場に対する配慮というのも、実は

私たちも一番気にしていたのが、一〇パーから二〇%に戻したときに市場がどうなるのかということに注目をしておりましたけれども、ただ、市場

はそれほど大きな影響を受けなかつたということ

がデータ的にはつきりしておりますから、ぜひこれは来年度の予算で、野党の意見もよく聞いていただいて、そして本委員会での議論もよく踏まえていただきたい方向で改正をしていただきたいと思

います。

それからもう一つ、これは先ほど安倍総理からもお話をございましたけれども、給与所得控除の問題でありますね。給与所得控除につきましては、今回、年収八百五十万円のサラリーマンか

ら、これまでの階段が緩やかになつていつたといふことが大きな一つの柱になつていていたとい

います。

私は、よもや総理も、八百五十万の方たちがいわゆる高所得者だとは考えていないと思うんです

ね。特に都市部におきましては、八百五十万円といふのはいわゆる中間層でありますよ。この中間

層の旺盛な消費意欲、こういうものに水を差すことになりはしないだろうかということで、やはりこれはかなり当委員会の中で議論がありました。

ですから、残念なことでありますけれども、給与所得控除、確かに天井はつくりました。

天井はつくりましたけれども、これは従来からあった話でありますて、今度新たに設けた、八百五十万円以上の人たちの給与所得控除の額を減らすということ、このことは、格差是正どころか、むしろ、やはり一番の中堅層から負担を多くし

て、そしてこの人たちの消費の意欲をそぐことに

なる、こう思つておりますので、その点について

はいかがでしょうか。これはぜひ総理に。

○麻生国務大臣 この八百五十万円超にした理由は、どうぞ、要らないですが」と呼ぶ)ちょっと

と、質問に答えていないと意味がないので、ちょっとですか。(海江田委員「もう一回言い

ましようか」と呼ぶ)もう一回言つてくれる。八百五十万超にした理由なんじやないの。

○海江田委員 その理由はあるんですよ。それはありますよ、八百五十万円にした理由と

は一千円のところから来てといふ話もありますけれども、結構にそういうことになると、これは、やはり中間層は大切なことですよ、消費の意欲も一番旺盛ですから。そういう

ところに実質的な増税につながつてきますから、これはやはり増税になる。

それから、先ほど申し上げなかつたけれども、万円減らして基礎控除が十万ですから、イーブンですよ。だけれども、八百五十万からの人たち

は、これはやはり増税になる。

それから、先ほど申し上げなかつたけれども、例えばこの世帯の人たちにいろいろな給付がある

わけですよ、社会保険の制度から、不妊の治療だとか。そういうものも援助がなくなるとか、かな

りこの層がその意味では実質的な手取りの収入が減つてしまることになりますから、そのことが、これはやはり消費の拡大につながらなくて、むしろ消費を控えてしまうことによって、それこそ、おつしやつて景気の好循環といふものにつながらないんじやないですかということを指摘して

いるわけです。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたように、この給与所得の控除ということで、私どももその八百五十万円が高所得者と思っているわけではありません。それは、我々のところよりはるかに高い、世の中、上には八百五十万円より高い方、

いっぱいいらつしゃいますので、そういった意味では、私どもとしては、主要国の概算の控除額と比べて過大となつてゐるのではないか等々踏まえ

ます。

雇用継続の雇用者の給与等支給額が前年度増加額三%以上であれば、給与等支給総額の対前年

度増加額の一五%の税額控除ということですね。

これは税額控除ですから、大きいわけですよね。ただ、これは、安倍総理、よくお聞きいただきたいんですけど、今私があえて読みましたけれども、いんですが、継続雇用者給与等と、この給与等の等が問題なんですよ。

ながら、いわゆる基本的なところよりは、賞与と足して「一%ぐらいの形のところで上がりてきていますから、そういう意味では、なかなか一回上げたものはまた下げられないという前提に立つたときに、ベースを上げるというのは、かなりみんな

それはどういうことかというと、給与といふと、一般的の賃金、それから歳費だとかいろいろござります。この制度は前からあった制度でありますし、俸給、給料、賃金、歳費、それから最後に、及び賞与というものがついているんですよ、この給与等の中に。

しかも、これは三年の时限立法でしかないんですよ。未来永劫これが続くわけじゃなくて、たった三年間、三年間給与等を対前年度比3%以上増加をさせたら、今言いましたけれども、税額で一五%するよ、こういうことですから、この制度を利用しようと思ったら、私が経営者ならばどうするかというと、わかつた、では三年間、賞与をやしましょ、本給の方には手をつけずに、給与の本体に手をつけずに、賞与を増額しましょ、これで一五%の税額控除が受けられるのですか

ながら、いわゆる基本的なところよりは、賞与と足して「一九ぐらいの形のところで上がってきていましたから、そういう意味では、なかなか一回上げたものはまた下げられない」という前提に立つたときに、ベースを上げるというのは、かなりみんな腰が引けてくるというのが多分経営者側の感じだと思いますが。
それでも、賞与と足して上がれば、給与としてはそれなりに上がる形になりますので、私どもとしては、やはり賞与を含めてこういったものを上げていただくというためには、これまでに、平成二十四年度からの比較ではなくて前年度からという形にさせていただいたのも、そういうことを考えておりますので、少なくとも、形としては上げやすいという形になっているし、それは、もう一方の、いわゆる所得者、給与を受け取る側の方にとりましても、全然上がりないに比べれば、少なくとも三%というものは、トータルで上がれば、それはそれなりのメリットもあるうと思いまし。

そういうふうになつてしまつのではないだろ
かといふに思つておりますが、この給与を、
給与等だけれども賞与は除くとか 本給を上げ
せたい、しかも継続的に上げさせたいと思うのな
ら、それから时限の三年をもつと延ばすであります
すとか、そういうことはやられて当然だと思ひ
すけれども、いかがでしようか。

○麻生国務大臣 これは、経営者の立場とすれば、
海江田先生、なかなか難しいところとして、
賞与なら上げるけれども、基本給の、いわゆる本
体を上げていくというのは、一回上げたら下げら
れないということになりますと、なかなかそこ
ところは踏み込めなかつたのがこの二十年間の經
營者の姿勢なんだと思うんですね。しかも、デフ
レが続いていましたから。

幸いにして、この五年間、流れが随分変わつて
きましたので、今でも、上がった上がつたと言ひ
當者の方なんだと思いますね。しかも、デフ

ながら、いわゆる基本的なところよりは、賞与と足して二%ぐらいの形のところで上がってきていましたから、そういう意味では、なかなか一回上げたものはまた下げられないという前提に立つたときに、ベースを上げるというのは、かなりみんな腰が引けてくるというの多分経営者側の感じだと思いますが。

それでも、賞与と足して上がれば、給与としてはそれなりに上がる形になりますので、私どもとしては、やはり賞与を含めてこういったもの上げていただくというためには、これまでに、平成二十四年度からの比較ではなくて前年度からという形にさせていただいたのも、そういうことを考えておりますので、少なくとも、形としては上げやすいという形になっているし、それは、もうう方の、いわゆる所得者、給与を受け取る側の方にとりましても、全然上がりに比べれば、少なくとも三%というものは、トータルで上がりば、それはそれなりのメリットもあるうと思いますし。

給与ではなくて賞与で上がってくると、それだけ使うというのに関しましては、これはボーナスで入ってくるとの給与で入ってくるのは何となく気分も違いますので、そういう意味では、消費につながりやすいという点も含めて考えておかなきかぬところだと思って、給与が上がつても、女房が持つていくだけで、大体自分の手元には入らぬのだと言つたあるサラリーマンの方がおられたのが非常に印象的だったんですが、賞与で入つてくるとまだだけれどもなと言われたのが、私もそううだらうなという感じはわかります。

○海江田委員 それは、麻生財務大臣と私の認識は全然違います。

それから、いろいろなデータもありますけれども、やはり、基本給が上がって、それで健全な消費に結びつく。まさにおっしゃった、賞与だからいつどうなるかわからないということであれば、これは財布のひもは緩まないんです。

それから、あともう一つ。

これは、税額控除といつても、税金を納めていなきや税額控除はありませんから、やはり中小企業の問題ですよ。赤字法人がやはり六割を超えて七割幾つというデータもありますけれども、やはり赤字法人にはこれは全然効かないということです、特に中小企業の資金を上げてもらいたい、それが景気の好循環が成功するかどうかのマルクマールだということであれば、やはりもつと手段の中小企業に対する配慮をしなければいけない。

税金を払っていない人ですから、払っていない企業ですから、それは、税制の、税額控除でやるのではなくに、これは委員の中からも提案が出来ましたけれども、給付つきの税額控除、むしろ支払いをする。

あるいは、今中小企業の経営者たちが一番困つておりますのは、社会保険料の半分の負担なんですよ。その社会保険料の負担を軽減されるような措置を講じるとか、やはりそういう施策もセットでなければ、これはなかなか中小企業の資金といふものは上がつていかないと思うんですけれども、いかがでしょうか。そろそろ総理の出番ではないのかなと思いますが。

○麻生国務大臣 いいえ、まだまだそれは。
今言わされましたように、海江田先生御存じのとおり、これはもう政策税制であります税額控除というのではなく、これは赤字法人には効果が及ばないと、いうところははつきりしておりますが、見直しを行ふ前の税制、税額控除制度であります所得拡大促進税制におきまして、平成二十八年度にこの適用件数が約十万件ということになつてます。正確には九万五千何件だったかな。そういった意味で、相当数の企業に利用されておるというのがまず現実です。

また、大企業、中小企業ともに、利益計上といふんですけれども、この割合は増加傾向にありますので、そういう意味では、税額控除制度の恩恵を受けられる企業数というのは確実に増加している、これはもうはつきりしていると思ってます。

その上で、平成三十一年度の今回の見直しについては、これは、先ほども言わされましたように、二十四年度に比べて幾ら上がったというような要件にかえて、前年度に比べて賃金を3%上げることにしておりますし、また、設備投資を行うということのようなこともあわせて書いてありますので、税額控除を受けられるということになる条件というのは、前のころに比べてはかなり緩和されているのが一点。

もう一点は、中小企業は3%ではなくて一・五ですから、そういうふたところも、きちんとそういったものに対応しているということも御存じの上で聞いておられるんだと思いますけれども、その点も確かにと思っておりますので、随分とそこどころは配慮をさせていただいたと思っております。

○海江田委員 そろそろ総理に御答弁をお願いしたいと思いますが、有効求人倍率ですね。

総理は、それこそ本当に全国津々浦々で一を上回つたということをお話しされております。確かにそうなっています。しかし、私は、これは本当に手放して喜ぶことではないと思っているわけであります。それは、その裏に人手不足があるからでありますけれども。

総理は、この有効求人倍率が上がったというふとと人手不足との関係、私は、やはりトレンドとして、有効求人倍率が上がるということは人手不足がこれからますます深刻化するということで、大変深刻な危機意識を持つているわけですから、総理はどういう認識をお持ちでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 人手不足になつてることについては、我々、特に中小企業の皆さんの人手不足感は非常に高まつておりますから、キャリアアップ助成金等の活用等々も踏まえて、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

他方、いわば有効求人倍率がよくなつていても、いうことが人手不足だという考え方方は必ずしもとらないわけでございまして、実際に、実数として、我々、職の、有効求人の増加が今回の有効求

人倍率の改善においては大きく寄与しているのはそのとおりだ。こう思つてはいるわけであります。人口が減少していくことによつて、例えば、バス会社においては乗降客が減つてしまりますから、いわばバス会社自体がこの状況に対して対応するためには、路線を大幅に減らして人員も減らしていくということになりますので、いわば人口が減少すれば職も基本的にはなくなつていくといふことに直面をしていくわけありますし、当然、消費者が減つていけばいわば商売が成り立たなくなるところがたくさん出てくるわけでありますから、それにかかわつてはいる人たちの職がなくなるというのも事実であるうと思います。

ですから、私たちが述べている有効求人倍率の改善におきましては、有効求人そのものが、今、景気回復に伴う仕事の数の増加、すなわち、有効

求人の増加が大きく寄与している、こう思つておられます。これはアベノミクスの効果であると思ひます。

もちろん、今申し上げましたように、分母である有効求職者数も減少しておりますが、これにつ

いては、生産年齢人口の減少の影響といふよりも、近年の雇用情勢の改善により、事業所都合等で離職する者が減少するとともに、求職者が仕事につきやすくなることで就業者数が増加していることが背景にあるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、今申し上げましたように、我々、中小企業等の人手不足に対しましてはキヤリアアップ助成金の活用、あるいはまた、人手不足に対応するために生産性を上げていくためへの投資については、赤字法人が中小企業には多いわけでありますから、固定資産税を三年間、これは市町村が自主的に決めていくものであります、三年間ゼロにするという税制も、我々、メニューとしてつづつつてはいるところでございます。

○海江田委員 アベノミクスの効果で求職数がふえてるといいますが、ふえてるものは実は医療

とか福祉のところなんですよ、一番多くふえて

人倍率の改善においては大きくなつて寄与しているのは、やはり高齢化の影響ですから、そのとおりだ。こう思つてはいるわけであります。

人口が減少していくことによつて、例えば、バ

ス会社においては乗降客が減つてしまりますか

ら、いわばバス会社自体がこの状況に対して対応

するためには、路線を大幅に減らして人員も減ら

していくということになりますので、いわば人口

が減少すれば職も基本的にはなくなつていくとい

ふことに直面をしていくわけありますし、当

然、消費者が減つていけばいわば商売が成り立た

なくなるところがたくさん出てくるわけでありますから、それにかかわつてはいる人たちの職がなく

なるというのも事実であるうと思います。

ですから、私たちが述べている有効求人倍率の改善におきましては、有効求人そのものが、今、景気回復に伴う仕事の数の増加、すなわち、有効

求人の増加が大きく寄与している、こう思つてお

られます。これはアベノミクスの効果であると思ひます。

○海江田委員 アベノミクスの効果で求職数がふ

えてるといいますが、ふえてるものは実は医療

とか福祉のところなんですよ、一番多くふえて

いるのは、これはやはり高齢化の影響ですから、そのとおりだ。こう思つてはいるわけであります。

人口がどうございました。

私は、アベノミクスの効果だというのはちょっと

過大評価だというふうに思つてはいます。

もう本当に時間が残り少くなりました。これ

は安倍総理にしか聞くことができない質問でござ

ります。

やはり、先ほどの予算委員会でも、森友学園に

対する安倍総理あるいは昭恵夫人の方の関与につ

いていろいろ議論がありましたけれども、この問

題で、私、ちょっと最近、本当に必要だ

と考えますけれども、経済成長と歳出改革で財政

再建はできるとお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 経済を成長させることなく

して財政の健全化はない。

PBを見て、その年のPBを黒字化するという

ことは、もちろん歳出を大幅に削減するだけでこ

れは可能であります。いわば、私たち、累積債

務の対GDP比を、これを減少させていくとい

うことで取り組んでいるわけでございまして、当然

そのためには、経済を成長させる、デフレから脱

却をして経済を成長させることによって税収はふ

れていく、そして同時に、歳出を削減していくこ

とによって財政を健全化していきたい、このよう

に考えております。

○前原委員 確かにこの五年間で税収はふえまし

た。そして、新規発行国債の額は減りました。し

かし、平成三十年度の予算を見ておりますと、一

般会計の歳出歳入の規模は九十七・七兆円です

ね。そして、歳出の国債費は約二十三兆円、四分

の一です。そして、この二十三兆円のうち、

十四兆円が元本の返済、そして利息の返済が約九

兆円ですね。そして、九十七兆円の中では、税収見

込みが六十兆円弱ということですから、税外収入

等を除いたもので新規発行の国債をしなくてはい

けないのは三十四兆円ですね。

つまりは、この五年間で、総理の言われるよう

に、経済は成長させた。税収は上がった、そして

新規発行国債の額は減つた。しかし、現状の足元

において、まだ、差引き二十兆円、新たに国債を

累積させるような予算しか組めないわけですよ。

私が聞いているのは、経済成長とそして歳出改

このぐらいにいたします。

ありがとうございます。

○小里委員 次に、前原誠司君。

総理は、平成三十年度の予算審議の中で、再

三、歳出改革とあわせて経済成長をさせなければ

財政再建はできないと言わざりてきました。もちろ

ん、経済成長と歳出改革というのとともに必要だ

と考えますけれども、経済成長と歳出改革で財政

再建はできるとお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 経済を成長させることなく

して財政の健全化はない。

PBで見て、その年のPBを黒字化するという

ことは、もちろん歳出を大幅に削減するだけでこ

れは可能であります。いわば、私たち、累積債

務の対GDP比を、これを減少させていくとい

うことで取り組んでいるわけでございまして、当然

そのためには、経済を成長させる、デフレから脱

却をして経済を成長させることによって税収はふ

れていく、そして同時に、歳出を削減していくこ

とによって財政を健全化していきたい、このよう

に考えております。

○前原委員 確かにこの五年間で税収はふえまし

た。そして、新規発行国債の額は減りました。し

かし、平成三十年度の予算を見ておりますと、一

般会計の歳出歳入の規模は九十七・七兆円です

ね。そして、歳出の国債費は約二十三兆円、四分

の一です。そして、この二十三兆円のうち、

十四兆円が元本の返済、そして利息の返済が約九

兆円ですね。そして、九十七兆円の中では、税収見

込みが六十兆円弱ということですから、税外収入

等を除いたもので新規発行の国債をしなくてはい

けないのは三十四兆円ですね。

つまりは、この五年間で、総理の言われるよう

に、経済は成長させた。税収は上がった、そして

新規発行国債の額は減つた。しかし、現状の足元

において、まだ、差引き二十兆円、新たに国債を

累積させるような予算しか組めないわけですよ。

私が聞いているのは、経済成長とそして歳出改

革だけで本当に財政再建ができるかということを聞いているんです。総理の答弁についてだから、総理にお答えいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 今、委員長から御指名をいたしましたので。

少なくとも、できるかとすることだけれども、まずこれはやらねばならぬ一番大事なところなんだと思いますので、アベノミクスの取組によつて、少なくともGDPが五十六兆円か、增加しております。加えて、雇用とか所得環境という話はいろいろ細かい話があるんですが、ただ、実際にその人から、安倍昭恵夫人と籠池さんが一緒に私のところへ来たよという話を聞いていたな話を聞いたんですね。それは、安倍昭恵夫人と籠池さんと一緒に森友学園の寄附集めに回つていたということを聞いていますよ。

ただ、いろいろなことを勘案してみますと、し

かも、行つた先が下関だと何かそのあたりのこと

を言つてはいるんですけど、籠池さんなどは大

概はど信憑性があるかわかりませんけれども。

ただ、いろいろなことを勘案してみますと、し

私たちとしては、そういうものを含めて、この夏までに、きちんとしたプライマリーバランスの目標というものをきちんと立て直して、私たちとしては骨太方針の中でお示しをさせていただきました。

○安倍内閣総理大臣 簡単に申し上げますと、いわばこの収入、入るをはかるということにおいては、いわば税収をふやしていくことについては、経済成長、それとまた歳入改革もあるんだろうと思います。我々、消費税については安倍政権において3%既に上げておりますし、あと2%引き上げていく予定でございます。それと歳出改革を行っていく。

ですから、基本的には税収をふやしていくということと歳出の改革を行っていくということになりますが、大きく見れば、この税収をふやしていくことにおいては、税収、経済ということについても当然考えることであろうと思っていま

○前原委員 委員長、これは総理を招いての総括ですから、財務大臣は今までずっと聞いているんですよ。総理に当ててください。そうしないとこ

めますよ、質問を。そのための総理出席でしょ。委員長、それをしっかりと踏まえて、答弁者はお答えください。

今総理が言われたように、私が聞きたかったのはそこなんです。歳入改革も必要なんですよ。経済成長も歳出改革も必要だけれども、しかしながら、経済さえ成長させればそれで全てが済むようなことにはならないんですね。

この五年間で、一の資料をどうらんください、これが主要OECD加盟国のGDPです、訂正をいたしましたが、赤が実質、そして黒が名目でありますけれども、確かにこの五年間、日本も成長している。しかし、一番下の世界全体を見

GDPになっていますが、GDPです、訂正をいたしましたが、赤が実質、そして黒が名目でありますけれども、確かにこの五年間、日本も成長している。しかしながら、この五年間というのは世界経済はよかつたんですね。

そして、ほかの先進国、OECD加盟国を見るところ、日本が必ずしも飛び抜けていいというわけでもないし、むしろほかの国でいいところはもっとあるということを考えれば、私は、異次元の金融緩和と世界経済の好調さというものが、言つてみれば日本のある程度の成長を支えてきたということが、ただというふうに思います。

さて、その上で、先ほど麻生財務大臣が言及されましたので、その話に入つていただきたいということです。二十三日に、中期の経済財政に関する試算を経済財政諮問会議に出されましたね。去年一月に出されたものと比べると、去年は経済再生ケースと言っていたものが成長実現ケースというものに変わっていますね。

二の資料をごらんください。上の表の上が今回出された成長実現ケース、その下にあるのが経済再生ケースでありますけれども、単純に、実質、名目、両方とのGDP成長率を見ていただくと、下方修正しているわけですね。

つまりは、これも総理にお答えいただきたいわけであります。今まで政府、内閣府が出していったわゆる経済再生ケースというものは、楽観的

○前原委員 委員長、これは内閣府副大臣、イエスかノーかでお答えください。二〇一七年は、内閣府の発表した実質GDP成長率は一・六、名目GDP成長率は一・四ではないですか。

○越智副大臣 そのとおりでございます。

○前原委員 じゃ、二をごらんください。

この上、二〇一七年、より現実的なベースで発現する形と書かれている成長実現ケースで、実質が一・九、名目は二・〇になつてあるじゃないですか。もう足元からおかしな数字を出していらっしゃらないですか。

今、裁量労働の問題でたらめなデータということが問題になつていていますけれども、新たなプライマリーバランスを議論する、そして、私が根本的な問題としてお訴えをしている、経済成長だけでは財政再建はできないという話をしていく中で、そのベースとなる資料において、もう足元からこれが改ざんされているんじゃないですか。

一・六が実質で、一・四が名目でしょう。これは、成長実現ケースじやなくて、ベースラインケースも同じ数値ですよ、申し上げておきますけれども。ベースラインケースでも同じ数字ですか。

例えば、TFP、全要素生産性であります。上昇率について、前回の試算の経済再生ケースでは二〇二〇年代初頭にかけて一・二%まで上昇する想定で試算をしていたところであります。今回の試算の成長実現ケースでは日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とベースで上昇するとして、五年間で足元の〇・七%から一・五%まで上昇する想定で試算をしているところ

ります。

○前原委員 直接お答えになられませんでしたけれども、要は、下方修正していることを認められることになるわけですね。

アベノミクスで掲げたデフレ脱却、経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたより現実的なベースで発現する形、こういうことです。後でTFPの話は議論いたしますけれども、まず、これ自身も現実的かというところを伺いたいと思います。

直近の二〇一七年、これは、内閣府副大臣、イエスかノーかでお答えください。二〇一七年は、内閣府の発表した実質GDP成長率は一・六、名目GDP成長率は一・四ではないですか。

○前原委員 それは説明になつていないです。だつて、二〇一七年、実績の話ですよ。今は二〇一八年の二月の終わりですよ、きょうは。そして、二月二十三日に出されたものということは、大体もう、二〇一七年度じゃないんですよ、これは。二〇一七年ですよ。一七年のものを、そして、これからの中長期の経済試算で出すということになつて、違ひがあつたら、これは是正するのが当たり前じゃないですか。こんなでたらめな議論で、これからプライマリーバランスの議論をするんですか。(発言する者あり)これは年度じゃないですよ。年度じゃない。年度じゃない。年です。

○前原委員 そういう意味においては……あつ、いいですよ、どうぞ答えてください。

○越智副大臣 改めて申し上げます。

今申し上げました中長期試算につきましては、各年度の数値をお示ししているものだとということをお含みおきいただきたいと思います。

○前原委員 今私が申し上げたこの一・六、一・四というのは、二〇一七年です。年度ではあります。年度ですね、これは。中長期試算は年度ですね。

そうしたら、これは年度で、これにぴつたしくるんですね。ベースラインもこれにきてるんですよ。(発言する者あり)いや、これはえらい違うよ。発射台がこれだけ違つて、前提が変わつくるとなると、長期試算なんて成り立ちません

議の審議のために、参考として内閣府が作成して提出するものでございます。

この試算は、経済、財政、社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルを基礎としておられます。したがいまして、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであります。

あらかじめ設定したものではございません。

そういう意味で、試算の内容につきましては、それが現実性を伴うため相当な幅を持って理解されなければならない、そういうものでございます。

○前原委員 それは説明になつていないです。だつて、二〇一七年、実績の話ですよ。今は二〇一八年の二月の終わりですよ、きょうは。そして、二月二十三日に出されたものということは、大体もう、二〇一七年度じゃないんですよ、これは。二〇一七年ですよ。一七年のものを、そして、これからの中長期の経済試算で出すということになつて、違ひがあつたら、これは是正するのが当たり前じゃないですか。こんなでたらめな議論で、これからプライマリーバランスの議論をするんですか。(発言する者あり)これは年度じゃないですよ。年度じゃない。年度じゃない。年です。

○前原委員 そういう意味においては……あつ、いいですよ、どうぞ答えてください。

○越智副大臣 改めて申し上げます。

今申し上げました中長期試算につきましては、各年度の数値をお示ししているものだとということをお含みおきいただきたいと思います。

○前原委員 今私が申し上げたこの一・六、一・四というのは、二〇一七年です。年度ではあります。年度ですね、これは。中長期試算は年度ですね。

そうしたら、これは年度で、これにぴつたしくるんですね。ベースラインもこれにきてるんですよ。(発言する者あり)いや、これはえらい違うよ。発射台がこれだけ違つて、前提が変わつくるとなると、長期試算なんて成り立ちません

よ。こんないいかげんなものを出しているという
こと自体が大きな問題じゃないですか。

もう一つ申し上げましょ。

先ほど総理が言われたTFP、これは一・五と

いうのはどういう数字ですか、一・五。デフレ前

に実際経験した上昇幅とベース、五年間で〇・

八%程度、それが足元の〇・七%とこの〇・八%

を足して、先ほど二・二から一・五に引き下げら

れたとおっしゃつたけれども、では、この〇・八

というのは何ですか。どういう数字ですか。

○越智副大臣 TFPの計算根拠、前提について

お答えいたします。

一九八一年度から八七年度までの五年間で〇・
八%程度の上昇をしている、その実績をもとにし
まして、このペースで足元から上昇する、そうい
う計算でござります。

○前原委員 そのとおりなんですよ。

繰り返し申し上げますよ。今回は、いわゆる経
済再生ケースから、より現実的なものに変えると
いうことで、成長実現ケースとしたわけですね。

そして、〇・八というのは、今、越智副大臣が
おっしゃったように、統計上データがとれる八〇

年代以降で、そこは答えられなかつたけれども、

はしょられたけれども、最もTFP上昇率が高い

かつたのが一九八一年から八七年の五年間なん
ですよ。つまりは、これはバブルのころですよ、バ
ブルのころ。そして、日本全体の経済成長率をい
うと、オイルショック以降から九〇年までが年率
平均は四・三%の成長率、それ以降は一・〇しか
ないんですよ。

だんだんだん成長率が鈍化をしている中
で、これから成長が、人口も減り、そして少子
高齢化で社会保障でたくさんのお世話にかかる人
たちがふえて、バブルのころの一番最も高い五年
間の〇・八を採用するということはどういうことで
すか。必ず実現できるということですか。これ
は、TFPが変われば数字は全然変わりますよ。
よ。何でこの〇・八を採用しているんですか。

○越智副大臣 今回のTFPの試算の前提につき

まして、二つ申し上げます。

一つ目は、前回までは二・二%程度まで上昇す

るという水準の話でございましたが、今回はペー

スの話でございまして、年率で〇・一六%ずつ上

昇して、そして五年間で〇・八ということでおっさ

います。

今御質問の、なぜ八一年から八七年なのかとい
うことでおっしゃいましたが、このTFPの実績がとれ
るようになりますが、一九八〇年代に入りま
してからこういった統計数字がとれるようになつ
たということでございます。また一方で、デフレ
の状態に入ったその前の時期ということで、この
五年間を選んで試算の根拠にしたということでござ
います。

か。一番経済成長率がデフレ前に高かつたところ
を持つてきて、これから実現できますという答え
になつていいんじゃないですか。

○前原委員 答弁になつていいんじゃないですか
か。

いますから、デフレ期を除くといふのは当然のこと
とのように思うわけでござりますし、これは、

我々が特別に高くしている、TFPを高くしてい
ることではなくて、例えば、我々の前の政

権のときから大体TFPはこれぐらいにおいて試

算をしていた、皆さん政権をとつたところか
ら、大体この辺で試算をしていたのではないかと
いうふうに記憶をしているところでござります。

いずれにいたしましても、ある程度の仮定を置
かなければ将来の経済の見通しはできないわけで
ございまして、その仮定を置いた中においての、
これは我々、見通しをお示しをしている。そういう
ように、我々もさまざまな政策を総動員して結
果を出していきたい、こう考えているところでござ
ります。

○前原委員 夏に正式なPB黒字化の前提条件、
そして試算を出されると聞いています。

○前原委員 もしこういう、もう一度いいかげんな、だつ
て、〇・八つて、本当にこれは話を聞いておら
れる方、一九八二年から八七年のバブルの時期
の、そしてまだ日本が人口があふえているときのそ
のものと、これから的人口が減つて少子高齢化
が進んでいく、特に多くの経済学者があるい
はエコノミストが、オリンピックが終わつた後の
経済を心配している、こんな状況の中で、その数
値を持ち出して、それだけ上がるんだという前提
で、将来のいわゆる基礎的財政収支の議論が本當
に眞面目にまかり通るとは私は到底思えません
ね。

したがつて、これからその問題点を指摘してお
きますから、同じような議論をするんだつたら徹
底的に厳しくやるということ、そして、これは同
じような、資料の改ざんのような話だと私は思
います。(発言する者あり)いや、改ざんでしょ
う。(二〇一七年、違うんだから。(発言する者あ
り)いや、では、そうしたら、今やじを飛ばした
人も、年度のときに変わつていかつたら責任を
持てるかという話ですよ。

そういう話を今しているわけで、しっかりとし

た、まあ、議論をするときは、そういう本当にみ
んなが納得できるベースで議論しましようよ。そ
して、将来に対する、財政に対する責任を持つた
議論をしましようよ。それをしっかりとやら
うことをまず要望しておきたいと思います。

日銀総裁、来られていますね。

さて、もう一度二ページをごらんいただきたい
んですが、成長実現ケースというものをずっと見
ていくと、二〇二六年に名目成長率と名目長期金
利が逆転をします。この指摘は私は以前にもさせ
ていただきました。

つまりは、この成長率、仮にこれがうまくいく
として、成長してうまくいくという前提でいつた
場合に、そうすると長期金利がどんどんどんど
ん高くなつていく、そうすると、一千兆円を超える
国債の長期債務と、そのものの利払いがどんどん膨れ
上がつていきますね、金利が上がりれば。

今、これだけ財政に対し非常に緩い状況が続
いているというのは、日銀の責任でもあるんです
よ。なぜなら、異次元の金融緩和ということで、
この五年間、金利を低くして、経済を活性化させ
るという目的がそれはあるでしょう。あるけれど
も、このことが結果的には財政健全化というもの
を緩くしている大きな要因になつているわけです
ね。まあ、黒田総裁はそのつもりは全くないと
おっしゃると思います。

さて、そこで黒田総裁に明確にお答えいただ
きたいと思いますが、将来的には、この対名目GDP
比も、下がり続けるんじゃなくて、名目金利と
名目成長率が逆転をする状況が統けばまた発散に
行くわけですよ。そのときに金利を低くするとい
う圧力が出てきた場合、しかし、この場合は、も
う完全に二%の物価の安定目標といふのは、達成
していくますよね。財政が、利払いが膨れ上がるとい
う理由の中で、日銀に対して金利を下げるとい
う圧力が起きた場合、その場合、黒田総裁はどう
されますか。

○黒田参考人 日本銀行が現在行つております長
短金利操作つき量的・質的金融緩和というもの

は、あくまでも二%の物価安定の目標ができるだけ早期に実現するために行っているわけでござります。したがいまして、物価安定目標が達成され、経済も順調に成長している中で、現在のような大幅な金融緩和、強力な金融緩和政策がそのまま続くということは考えられないということだと思います。

ただ、米国の例を見てもおわかりいただけますように、やはり、中央銀行としては経済に何かショックがあるようなことは避けなければなりませんので、仮に二%が達成されて金融政策が正常化していくという過程におきましても、かなり緩やかに、また経済金融情勢を十分勘案しながら、正常化が進められていくことになると思います。

○前原委員 私の質問にダイレクトにお答えいたしましたが、緩やかに、また経済金融情勢を十分勘案しながら、正常化が進められていくことになると思います。

この財政というものを、言つてみれば、また拡大、発散基調になる、それを防ぐために政治的に金融政策というものを求められた場合に、安定的に二%を超えていくわけですよ。こういう場合は名目金利が成長率を上回っているということは。その場合に、いわゆる金融政策、つまりは金利を下げる政策を行えますかという質問をしていました。

○黒田参考人 先ほど来申し上げておりますとおり、日本銀行の使命というのは、日本銀行法に二つ書いてございまして、一つが物価の安定を通じて国民経済の健全な発展に資すること、もう一つは、金融システム、金融の円滑な運営が行われるようにいわゆる金融の安定を図るという、この二つでございます。したがいまして、その二つの使命、目的に従つて行うということであります日本銀行の目的、使命には入つていらないということでございます。

○前原委員 時間がわずかになつてきましたので、最後に総理にお伺いしたいと思います。

三の表を見ていただけますか。国民負担率。

これは去年も予算委員会で、総理との同じ表、数字はアップデートしますので、数字は変わつてはいるわけでありますけれども、日本は相

変わらず、国民負担率というのは四一・五で変わらないわけですね。

総理も恐らく同じ思いだと思いますけれども、教育に力を入れていかなきやいけない。特にA

I、人工知能というものが、これからこれを制する国が言つてみれば世界を制する、経済のみならず軍事でも同じだと思います。

これについて、この間私、ある方からショックな、財界の方から話を聞きました。A Iエンジニアと言われる人たちの数、日本は四、五万人だそうです。アメリカはその十倍ぐらい。中国は百二十万人。インドは二三百万人ぐらいいるそうですが、圧倒的にこの分野での人材育成におくれを

とつてていると言われています。

今回、A Iが大事だということで、過去最大の、前年度比三割増しの予算がA I関係でとられていませんけれども、七百七十億円。しかし、アメリカは五千億円、中国は四千五百億円。これは民

生を入れていませんから政府だけでありますけれども、全然桁が違う話なんですね。

先ほどの教育の話もしかり、そしてこのA Iの話もしかり、さまざま問題もしかり。歳出改革

そこで、昨年の選挙においては、消費税を我々は基本的には引き上げますよといふことをお約束

し、しかしその中身について変えさせていただ

く、それは、教育へ投資をしていく、子育て世代に投資をしていきますということを訴えまして、選挙に臨んだところでござります。

今、前原委員がおっしゃったように、これから何が必要かということについては、国民党としつか

りとコミュニケーションを取りながら、あるべき負担のあり方ということは考えていく必要があるんだろう、こう考えております。

○前原委員 終わります。

○小里委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 無所属の会の野田佳彦でござい

ます。おついては予算をとる、そういうた私は方向性が必要だと思いますが、総理、どうお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 あるべき国民負担率ということをおらかじめ決めておくことは難しいんだろ

うと思うわけですが、国民の負担を適正で負担可能な範囲にとどめ、同時に、今後とも国民の活力を損なわないことに留意をしつつ、社会保障の改革を含め、徹底的な重点化、効率化など、歳出削減に取り組んでいきたい、こう考えており

ます。

そこで、昨年の選挙においては、消費税を我々は基本的には引き上げますよといふことをお約束

し、しかしその中身について変えさせていただ

く、それは、教育へ投資をしていく、子育て世代に投資をしていきますということを訴えまして、選挙に臨んだところでござります。

今、前原委員がおっしゃったように、これから何が必要かということについては、国民党としつか

りとコミュニケーションを取りながら、あるべき負担のあり方ということは考えていく必要があるんだろう、こう考えております。

○前原委員 終わります。

○小里委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 無所属の会の野田佳彦でござい

ます。安倍総理と一問一答形式で質疑を行うのは、おとしの二月の衆議院の予算委員会以来でござります。そのときは、二〇一二年の十一月の党首討論でお約束をした衆議院の議員定数削減をめぐる質疑を行わさせていただきました。それ以来といふことでございます。

きょうは私の持ち時間、二十分と限られておりますので、割と私の質問の内容というのは余り細かい内容ではございませんので、ぜひ総理にお答えをいただければと思いますし、財務大臣とはもうこの間しょっちゅう議論をさせていただいておりますし、この後の別の法案の審議でも議論をしま

えをいただければというふうに思います。まず、今、先ほどの前原委員からも一番最後に触れていただきましたけれども、社会保障と税の一体改革、これは、二〇一二年の六月に、旧民主党と御党と公明党と三党で合意をいたしました。

社会保障の充実、安定と財政健全化を同時に達成

をするということを目的とし、この大きなテーマについて与野党が責任を持ち合うということで、いろいろ苦労がありましたが、合意をすることができました。

この社会保障と税の一体改革の精神と、それが今も生きているとお考えなのかどうか、まずは総理の御認識をお伺いをしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 本日は、この財金委員会で、海江田議員、そして前原議員、野田議員と

久々に中身の濃い議論をさせていただき、大変充実した議論となつてているのではないか、こう思つ

ところでござります。

野田委員からの御質問でございますが、社会保障と税の一体改革は、三党合意を経て成立をした各般の法律の枠組みに沿つて、社会保障の充実、安定化と同時に重点化、効率化を進めるなど、着実に実施をしてきております。

その上で、今般、少子高齢化を克服するため、消費税率引上げ分の使い道を見直しをし、子育て世代、子供たちに大胆に投資をするとともに、社会保障の安定化にもバランスよく充當し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換を図ることとしたものであります。

これは、少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化を同時に達成することを目的とする社会保障と税の一体改革の延長と位置づけられると我々は考えております。三党合意において与野党間で共有された大きな考え方と共通するものである、このように考えております。

○野田(佳)委員 今総理から御指摘があつたところ、海江田さん、前原さん、そして私と、くしくも歴代の民主党の代表経験者でございますが、私は、あくまでも二%の物価安定の目標ができるだけ早期に実現するために行つておられるわけでござります。したがいまして、物価安定目標が達成され、経済も順調に成長している中で、現在のような大幅な金融緩和、強力な金融緩和政策がそのまま続くということは考えられないということだと思います。

ただ、米国の例を見てもおわかりいただけますように、やはり、中央銀行としては経済に何かショックがあるようなことは避けなければなりませんので、緩やかに、また経済金融情勢を十分勘案しながら、正常化が進められていくことになると思います。

○前原委員 時間がわずかになつてきましたので、最後に総理にお伺いしたいと思います。

は今、会派の代表でも何でもございません。平の委員としてお尋ねしていますが、でも、党首討論のつもりで私は今やらせていただいております。今の御答弁は、直接の答弁じゃないんですよ。三党合意の意義について触れていただきました。その精神が生きているかどうかを私はお尋ねをしたんですね。

私は、残念ながら、三党合意で合意をした社会保障の充実と安定に向けた社会保障改革も、そして先ほど来議論になつてゐる財政健全化も、残念ながら、その歩みは遅いというふうに思つています。

加えて、あえて三党合意の精神という言葉を使わせていただきましたけれども、その中身、コンテンツよりも、消費税を政争の具にしないというのが、これが最大の私は三党合意の精神だつたと思います。しかし、二〇一四年の総選挙の際には消費税の先送りが突然争点になり、そして今、先ほど来すつと御説明があつた消費税の使途変更、これは去年の十月、突然争点になりました。

私は、ネクストエレクションよりもネクストジェネレーションを考えたならば、消費税については、国会審議は政党間の協議を通じてまず合意形成を図つていくというのが三党合意の精神であります。それをなくして政争の具にし始めてい

るといふことは、私は、その精神というのは、残念ながら、もはや風前のともしびから、ともしびが消えるような状況になつていると大変残念に思つています。

それは、旧我が党の仲間で、落選をしたり勇退した人もいます。御党においても、例えば谷垣先生は御勇退されました。実務にかかわった町村先生は天土の人となりましたけれども、この三党合意の精神をよくわかっている方がだんだん減つてきていますが、今の御答弁を聞いてる限り、私は、総理は本当に御理解いただいていないように思いますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私は、消費税を政争の具としましたことはございませんが、選挙の争点にはいたしました。

この軽減税率を導入することが原因で、結局、

しました。

それはなぜかといえば、税こそ民主主義でござりますから、その中において、消費税の延期をするという大きな判断をする、これは党内でも相当の議論がある中においては、国民の声を聞いて決めるということであつたんだろう、こう思いました。

そして、先般の選挙におきましては、いわば使い道を変更する以上、その使い道についても当然争点にすべきだ、こう考えたところであります。

まさに民主主義というのは、選挙において国民の皆様の御判断を仰ぎ、そして国民の皆様に決めていただく、そして、そこで約束したことを行っていくということこそが、むしろ、三党合意はもちろん大切ですよ。しかし、ます私たちは、選挙において私たちが約束したことを行なってい

る、こう考えております。

○野田(佳)委員 選挙こそ、政党間における最大の政争じゃありませんか。それを、先延ばしをす

るとか、あるいは人への投資に一部使うとか、聞こえのいいことを言つて戦うというのは、まさに私は政争の具だと思います。認識が全く違います。

この種の、消費税を扱うことでポピュリズムに陥つているのではないかということが多過ぎるんですね。

○野田(佳)委員 逆進性対策は考えなければなりませんが、あの政

府で決められた軽減税率というのは、逆進性対策として私は効果がないと思います。八七・五%、逆進性対策として講じた軽減税率で恩恵を受ける八七・五%は低所得者以外であります。中小企業として私は効果がないと思います。八七・五%、逆進性対策と始めとした事業者の事務負担は相当煩雑になります。メリットがないですね。有効ではないです。

○安倍内閣総理大臣 私は、消費税を政争の具としましたことはございませんが、選挙の争点にはいたしました。

この軽減税率を導入することが原因で、結局、

この軽減税率を導入することが原因で

ざるということでおございましたけれども、変動が大きいから抜本的な転換でありますね。どこかで私は、決断しなければいけないことであって、その間に泥縄で今の所得控除方式をいじつていくことの方が弊害が大きいと指摘をさせていただきました。

いというふうに思います。

次に、これもるる議論ございましたけれども、財政健全化についてでござります。

二〇二〇年度にプライマリーバランス、基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標の達成が困難になつた理由は何なのかということを端的にお答えをいただければというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 二〇一九年十月に予定されている消費税率引き上げ分の使い道の見直しによって、プライマリーバランス黒字化の達成時期に影響が出ることから、二〇二〇年度プライマリーバランストの黒字化は困難となる、こう判断をいたしました。

○野田(佳)委員 今のは誠実な答弁ではあります。というか、プライマリーバランスの黒字化を先送りをするという真の総括ができるいないと受けとめました。

これは財務大臣も同じようなお答えをされたんですね。消費税の使途の一部変更があつたから、だから二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化ができなくなつた、先送りをするというお答えですが、この消費税の使途の一部変更による影響と、二〇二〇年には約八・三兆円の赤字が出るということになつてゐるじゃないですか。一・七兆と八・三兆、全然違いますよ。

消費税の一部変更だけをこのP.Bの先送りの原因とするということとは、全く間違った認識だと思います。だから財政再建の一里塚にも立てないのではないかですか。どうですか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 確かに、昨年七月に公表した中長期試算の経済再生ケースで、二〇二〇年度

のプライマリーバランスの赤字が八・二兆円程度

残っていたことは事実であります。これは二〇

一九年度以降の歳出改革努力を織り込んでいない

ものでございまして、この意味で、プライマリーバランス黒字化の目標年次に直結するものではな

いと考えております。

○野田(佳)委員 八・二兆円の赤字が出そうだというのを、二〇一九年でどういう努力をして解消しようといふんですか。そういう明快な道筋もないのに、消費税の一部変更だけを理由に挙げると

いの中に、消費税の一部変更だけを理由に挙げると、私はフェアな議論じゃないと思います。それは来年度だつてP.Bは黒字化できるわけありますが、これは経済が圧倒的な打撃を受けるわけでもございまして、それによって、マイナス成長に陥り、そしていわば人々の職が失われ、新しい新卒の皆さんのが就職できなければまさに就職氷河期となつて、その方々がずっと今後、いわばなかなか就業の機会がないということになり、これは社会にとっても大きな負担になつていくわけでもあります。

日 これは目立たない配信記事でしたけれども、記者とのやりとりの中で総理がお答えになつてゐるある記事を見たんですね。アルゼンチンについてお話ししているんです。アルゼンチンはプライマリーバランスの黒字化を目指して債務不履行に陥つたというような表現をされてゐるんですね。全く事実認識は違うと思ひましたよね。

アルゼンチンがデフォルトに陥つたのは、通貨危機に陥つて対応を間違つたから財政がひどい目に遭つた、だから、慌ててプライマリーバランスの黒字化というある種のお題目を掲げて改革しようとしましたのであつて、事実認識が違つんですよ。

うとしたのであつて、事実認識が違つんですよ。P.Bの黒字化、これが改善をしないわば累積債務のGDP比を、これを改善をしていく中においてはP.Bの黒字化は必要だ、こう考えておりますが、今後、これまでの経済財政一体改革の取組を精査した上で、この夏までに、P.B黒字化の達成時期と、裏づけるとなる具体的かつ実効性のある計画をお示ししてまいりたいと考えております。

いるんです。後に富士山があるんですね。中身は何なのかといふと、先送りをすることを日本化と書いてある。私は、財政再建目標の先送りといふのは、国際社会にも大きな影響、厳しい目で見られることになると思います。

ということと、もう一つは、ポスト安倍が大

いわば、これは例えれば、思い切つて歳出を削減すれば来年度だつてP.Bは黒字化できるわけありますが、これは経済が圧倒的な打撃を受けるわけでもございまして、それによって、マイナス成長に陥り、そしていわば人々の職が失われ、新しい新卒の皆さんのが就職できなければまさに就職氷河期となつて、その方々がずっと今後、いわばなかなか就業の機会がないということになり、これは社会にとっても大きな負担になつていくわけでもあります。

それをしておりません。

○野田(佳)委員 八・二兆円の赤字が出そうだと、いわば、これは例えれば、思い切つて歳出を削減しようといふんですか。そういう明快な道筋もないのに、消費税の一部変更だけを理由に挙げると、私はフェアな議論じゃないと思います。それはP.Bの黒字化なんかできませんよ、ね。それじゃP.Bの黒字化なんかできませんよ、ね。そんな認識じゃ。もともと、プライマリーバランス黒字化を本気でやろうというお気持ちがないんじゃないですか。

私は、去年の十月二十一日、総選挙の投開票日、これは目立たない配信記事でしたけれども、

記者とのやりとりの中で総理がお答えになつてゐるある記事を見たんですね。アルゼンチンについてお話ししているんです。アルゼンチンはプライマリーバランスの黒字化を目指して債務不履行に陥つたというような表現をされてゐるんですね。全く事実認識は違うと思ひましたよね。

アルゼンチンがデフォルトに陥つたのは、通貨危機に陥つて対応を間違つたから財政がひどい目に遭つた、だから、慌ててプライマリーバランスの黒字化というある種のお題目を掲げて改革しようとしましたのであつて、事実認識が違つんですよ。

うとしたのであつて、事実認識が違つんですよ。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。

本会議での私の質問に対する総理の答弁にかかわって、きょうは二点質問したいと思います。一

点目は空母の保有の検討について、もう一点は法

人税引下げ競争の問題ということです。

まず一点目ですが、防衛省が、昨年四月から、護衛艦「いずも」、ここで、新種航空機の運用についての調査研究を「いずも」を建造したジャパンマリンユナイテッド社に委託して行つていることが明らかになつております。予算委員会で小野寺大臣は、この研究について、私に報告があるような

案件ではないと思います、こう答えておりま

す。

総理にも聞きたいんですけども、総理は、こ

の護衛艦「いずも」での新種航空機の運用についての調査研究を行つてることをいつお知りになりましたか。

○野田(佳)委員 私が総理になる直前に、エコノミストという経済誌で日本化する欧米という特集記事があつたんですね。日本化する欧米なんですよ。何のことだらうと思ったら、イラストを見たつもりなんですか。改めてお聞きしたいと思いま

るものと承知をしていて

さまざまなもの検討状況については、必要に応じ適

宜報告を受けているところであります。

委員御指摘の研究とは、DDHの航空機運用能

力向上に係る調査研究のことと思われますが、本

件については、防衛省より、いまだ調査研究の途

上であるとの報告を受けており、具体的な研究成

果についての報告は受けておりません。

具体的な研究調査の内容等々が必要であれば、本

政務官から答弁させたい、このように思います。

○宮本(徹)委員 いや、報告、結果が出ていない

のは私も知っているわけですが、新種航空機

機を運用している研究をやっている、まだ報告が

出でないけれども、そういう研究をやっている

ということについて、総理は先ほど適宜報告を受

けていたということをおつしやつていただきけれ

ども、その適宜報告を受けている中に、新種航空

機の運用を「いざも」でやるために研究をやつてい

ると聞いていたわけですね。

○安倍内閣総理大臣 今答弁申し上げましたよ

うに、かねてよりこの調査研究、情報収集は防衛省

の方において行つてあるわけですが、さまざま

な検討状況について、必要に応じて適宜報告

を受けているところでござります。

○宮本(徹)委員 ですから、その必要に応じて適

宜受けている中に、新種航空機の運用の研究をし

ているという報告もあつたということをいいわけ

ですね。

○大野大臣政務官 恐れ入ります。

ただいま御質問いただきました件でござります

けれども、まず明確に申し上げておきたいのは、

総理の指示を受けて調査研究を始めたといふもの

ではありません。その中において、先ほどもお

話がありましたとおり、適宜、総理には報告をさ

せていただいている、こういう状況でございま

す。

まず、念のため、この調査について一度整理し

てお答えをさせていただきたいと思つております

けれども……(宮本(徹)委員「聞いていないのに答

えないとくださいよ、時間ががないんだから」と呼

ぶ)では、後ほど。

○宮本(徹)委員 はつきりさせたいんですけども、総理の指示で始めたわけじゃないけれども、

も、総理の指示で始めたわけじゃないけれども、

これは当然なわけすけれども、問題は、一月の

段階で、本会議で、空母の保有の検討は行つてい

ないと、総理は、私どもの志位委員長の代表質問

に対しても答弁されたわけですよ。しかし、その

後、予算委員会で、私は、防衛省はこういう研究

をしていてるじゃないか、新種航空機の運用の研究

をやつてあるじゃないかということを言つたわけ

ですよ。

○安倍内閣総理大臣 適宜、いろいろな場において報告を受けております。

○宮本(徹)委員 ですから、それは新種航空機の運

用についても入つてているということをいいわけ

ですね。

○安倍内閣総理大臣 適宜、報告を受けておりま

す。

○宮本(徹)委員 さまでまな調査研究についての報告を受けているところでおつしやついます。

○宮本(徹)委員 聞いたことに答えていないです

よ。

○安倍内閣総理大臣 今、一般的に、どういう報

告を受けているかということについては、適宜、報

告を受けていたりしてます。

○宮本(徹)委員 聞いたことに答えていないです

よ。

○安倍内閣総理大臣 さまでまな報告を受けている間に、新種航空機

はF-35Bじゃないかということを言つてゐるわ

けですよ。空母化の検討を今まで行つてないとい

うのは、総理の答弁ですよ。この新種航空機が

F-35Bだったら、今までの総理の説明は全くの大

きうそとなるわけですよ。

○宮本(徹)委員 ですから、新種航空機の運用を「いざも」でやる

ための調査研究をやつてあるということを、そこ

も適宜報告された中には入つていていたといふわけ

です。

○安倍内閣総理大臣 委員御指摘のこの研究でござりますね、ヘリ搭載護衛艦の航空機運用能力向

上に係る研究調査のことだと思いますが、本件に

ついては、防衛省より、いまだ調査研究の途上であ

りますが、しかし、それは、調査研究の途上であ

りますが、この点も政府として累次申し上げて

いるところです。

○安倍内閣総理大臣 が、私の答弁でございますが、これまで政府とし

て護衛艦「いざも」の空母化に向けた具体的な検討

を行つてきたとの事実がないことは、累次答弁し

ています。

他方で、今後の防衛力のあり方については、さ

まざまな検討を不斷に行つてあるところであり、

この点も政府として累次申し上げてあるところで

ございます。

○安倍内閣総理大臣 委員御指摘のこの研究でござりますね、ヘリ搭載護衛艦の航空機運用能力向

上に係る研究調査のことだと思いますが、本件に

ついては、防衛省より、いまだ調査研究の途上であ

りますが、この点も政府として累次申し上げて

いることがあります。

○宮本(徹)委員 ですから、その研究をしていて

いるわけですね。

○安倍内閣総理大臣 中に新種航空機の運用の研究をやつてあるということを言つて、今度は具体的な研究は知らないという話を言つますけれども、今は、新種航空機とは何なのかといふこと

いふことを言つてます。

○宮本(徹)委員 まさに、例えば「いざも」の活用に関する基礎的

な調査研究、情報収集などは、防衛省において

行つてあるということについては承知をしておりませんが、今御質問のあつた具体的な研究について

は、私は承知をしていないということです。

○安倍内閣総理大臣 たゞいま答弁をいたしまし

たように、例えば「いざも」の活用に関する基礎的

な調査研究、情報収集などは、防衛省において

行つてあるということについては承知をしており

ません。

○安倍内閣総理大臣 たゞいま答弁をいたしまし

わばF 35 Bについての調査報告を行い、そしてその結果が出てるという報告は受けていないということであります。

○宮本(徹)委員 ですから、新種航空機が何なんかということについての報告は受けていない、確認もしていないということです。

○安倍内閣総理大臣 それは、そういうことあります。

○宮本(徹)委員 なぜ確認しないんですか。

F 35 Bだったら、これは文字どおり空母化ということになるわけですよ。総理は、空母の保有の検討を行っていないということを、この間、繰り返し答弁されたわけですから、この新種航空機がF 35 Bだったら、文字どおり空母化じゃないですか。憲法違反の研究ということになるわけですよ。

それから、基礎的な研究ということをおっしゃいますけれども、結構踏み込んだ研究をやっていますよ。私は、このD D Hの航空機運用能力向上に係る調査研究を委託する際、契約のときの仕様書を防衛省からいただきました。

こう書いていますよ。「役務の内容」として、「ひゅうが型及びいずも型護衛艦について、航空機の長期間、多數機、多機種による連続運用に係る官の指定する能力向上に必要となる装備品を検討する。」空母として、実戦での運用に向けた検討ですよね。

しかも、もう一点、こう書いていますね。「前号で適合と導出された検討結果について、ひゅうが型及びいずも型護衛艦に適用する場合の費用、工期、課題及びその他必要事項を分析し、評価する。」具体的な改修に向けて、費用や工期まで検討しているんですよ。

これは、基礎的な調査と言なながら、この新種航空機がF 35 Bだとしたら、空母化に向けてどれだけ改修費用がかかるのか、どれだけ改修の期間がかかるのか、こんなところまでもう着々と研究を進めているということじゃないですか。これは空母の保有に向けた具体的な検討そのも

のじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 護衛艦「いずも」に関して平素から行っている調査研究は、結論を予断するものではなく、あくまでも客観的な基礎情報を収集するものであります。政府として、F 35 Bの導入や、護衛艦「いずも」への搭載を決めた事実はありません。

いずれにせよ、政府としては、性能上専ら他国の、専ら他国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる兵器、例えば、大陸間弾道ミサイルICBM、長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母については保持することが許されないと考えております。今後ともこの見解には変更はございません。

○宮本(徹)委員 その見解に変更がないと言いたいのですが、実際、空母化に向けた検討を行っているんじゃないですか。

この新種航空機がF 35 Bだとしたら、改修まで含めた検討を、もう実際に、「いずも」を建造した会社ですよ、今この研究を請け負つてやつているのは。そこに委託してやつているわけでしょう。これは憲法上大問題だと言わなきゃいけないです。憲法上、空母は保有を許されない、これからも保有しないんだ、見解を変えないんだと言いまが、着々とやつてあるじゃないですか。

大体、空母については、先ほども答弁があつたとおり、攻撃型空母の保有は憲法上許されないとおり、攻撃型空母の保有は憲法上許されないとおもふるに政府は答弁されておりま

す。攻撃機を主力とする空母。

F 35は、AであれBであれ、これは攻撃機です

よね、総理。総理はF 35の能力をよく御存じです

よね。かつて国会でも答弁されていますが、F 35

は攻撃機である、間違いないですね。

○安倍内閣総理大臣 防衛計画の大綱の見直しに当たっては、従来の延長線上ではなく、新たな課題や対応策について幅広く検討していく考え方であ

りますが、専守防衛は検討に当たっての当然の大前提であるということは申し上げておきたいと思います。

いかなる場合であつても、性能上専ら、専ら他の国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる兵器を導入することはないということをございます。

○宮本(徹)委員 いや、攻撃型空母の保有は許されないという事が国会で重ねられてきた答弁なんですね。だから、確認します。F 35 Bは攻撃機ですよ。

だから、敵基地攻撃能力がありますよね、総理。

これは、AもBもCであつて御存じですよね。F 35は、AもBもCであつても、対地攻撃能力、敵基地攻撃能力を持つていると。

○大野大臣政務官 恐れ入ります。

基本的には、例えば、今、F 35 Bの話を中心に

お話をされておりますけれども、先ほど申しかけましたけれども、まず、35 Bを前提として何か運

用を想定して、計画をしてやろうといった事実が

あるわけでも全くございません。その部分について、まずは御理解を賜ればと思います。

そして、今お尋ねの35 Bでありますけれども、

基本的に、対地攻撃能力という意味では、35 Aも35 Bも持ち得る機体で、マルチロール機と言われているものでありますけれども、対地攻撃能力といふ意味ではAの方がすぐれている、一般的には

このよう言われているところでありますけれども、いざにせよ、35 Bを「いずも」に載せて運用し

ようという具体的な計画があるわけでは全くございません。

○宮本(徹)委員 対地攻撃能力はあるんですよ。

AとBだったらAの方がある。それは、艦載機だ

から、中に積める爆弾の量はBの方が若干少ない

です。二割ぐらい少ないと言われていますけれども、しかし、相当なミサイルが積める。防衛省の

資料でも出ているとおりあります。敵基地攻撃

能力はある。対地攻撃能力はある。

総理は、かつて国会でこう言っていますよ。

「敵基地攻撃について言えば、私の問題意識としては、それをずっとアメリカに頼り続けていいのだろうかということなんだろうと思います。です

から、F 35を導入するのであれば、F 35の能力もあります、そういうものも生かしていくことができるかどうかということについての検討はしなければなりません。」二〇一三年、国会でこう言われて

いるわけですね。

総理は、よくF 35の能力も御存じなわけです

よ。敵基地攻撃もできる、そのことを認識した上

で、そして、空母化に向けた検討をやるなんとい

うのはもつてのほかというふうに言わなければな

いきるかどうかということについての検討はしなけ

ればならない。」二〇一三年、国会でこう言われて

いるわけですね。

財政健全化目標に用いられる指標ということのフローチャート(2)財政収支というところの中で、フローの指標に、日本はプライマリーバランス均衡を用いています。しかし、諸外国はより厳しい財政収支均衡等を用いています。こういう書き方がなされています。

要すれば、プライマリーバランス黒字化は、いわゆる財政健全化の必要条件かもしれないですが、十分条件に私は至っていないという感がしてなりません。いわゆる黒字額が利払い費までたどり着かない、本当の財政健全化に向けた道筋の一つの指標にはならないのではないかというふうに思っていますけれども、このPB黒字化目標の見直し、タイミングに合わせて、やはりいつかは健全化していくべきやいけない、借金はなくなることはなかなか厳しいと思いますけれども、うまく運営していくことは大切でございます。

そんな中で、やはり、目標は最終的には利払い分を含めたものでなければならぬということです。財政収支均衡といったところでなくてはならないと思いません。けれども、改めて、先ほど、その本気度がどうだというような感じの質疑が党首討論のような形の質疑の中であられたことは、今、横で拝見させていただいだんですが、改めて総理の御認識を伺いたく存じます。

○安倍内閣総理大臣 今般、人づくり革命を力強く推進していくために、消費税率引上げ分の使い道を見直しをして、子育て世代、子供たちに大胆に投資するとともに、社会保障の安定化にもバランスよく充當することとしました。この結果、PBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、二〇二〇年度のプライマリーバランスの黒字化は困難となります。ただし、財政健全化の旗は決しておろさず、PBの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持をします。

この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、PBの黒字化の達成時期、そして、その裏づけとなる具体的かつ実効性のある計画をお示ししてまいりたいと思い

ます。

そして、利払い費を含む財政収支の動向にも注意しつつ、PBの黒字化に向けて、歳出と歳入それが、この夏までに、PBの黒字化の達成時期、そして、その裏づけとなる具体的かつ実効性のある計画をお示ししたいと考えております。

○麻生国務大臣 この軽減税率の話につきましては、これは消費税を一〇%に引き上げさせていたいた段階でということで、今は私どもとしては、軽減税率をやはり低所得者への配慮としてやらせていただこうと思つております。

その段階において、酒とか外食とかいうものを

除く飲食料品などというものを対象にすることにいたしておりますけれども、この品目を減らして税収をふやすべきではないかという御意見のように承りましたけれども、今の段階で対象品目について、ふやすという考え方を持つておません。

いずれにしても、これにつきましては、二〇一八年度末までに歳入及び歳出における

法制度上の措置を講ずることによって、きちんと

た安定財源を得た上で恒久的な財源を確保してい

かねばならぬと思っておりますので、今から年度

末までに当たりまして、この問題につきましては

きちんと検討させていただきたいと考えております。

○杉本委員 利払い費を含むというお言葉をいた

だきました。

やはり、最終的には、本当の意味での借金返済

にたどり着くまでの、まず均衡といったところを

も注意をしていくことだとござります。

○杉本委員 利払い費を含むというお言葉をいた

だきました。

やはり、最終的には、本当の意味での借金返済

にたどり着くまでの、まず均衡といったところを

を守つていくのは当然なことだと思います。同時に、観光資源として活用しながら次世代に引き渡していくために、地元の観光関係者などの理解を得ながら二人三脚で取り組むことも重要であります。

知床国立公園においては、一部のエリアにおいて、二十年近く前から混雑期のマイカー規制を実施をし、ハイブリッドバスを導入するなどの取組を進めてまいりました。しかし、最長で年間七十日であったマイカー規制期間は、観光客減少への地元の懸念などから順次縮小されまして、現在では二十五日間となっているのが残念ながら現状でございまして、こうした状況のもとで、一気に電気自動車化を進めることに地元関係者の理解を得ることは難しいと考えております。

その上で、引き続き、知床国立公園の魅力をより高めるという観点から、環境保全と環境資源の強化に向けて、さまざまな検討を地元の皆さんとも行つてまいりたいと思います。

○杉本委員 総理のリードアップで、逆に、宣伝効果が出るということによって、私は効果が出ると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

もう一点だけ、ちょっと一つだけ、もう時間ですけれども、申し上げますが……

○小里委員長 時間が参つておりますが。

○杉本委員 なつていますか。

土日の税務署の開庁というのが、意外と、与党の理事さんなんかとも意見交換していきますけれども、きちつとできていなくて、働き方改革の中で、ぜひとも土日の税務署のこの時期の開署について前向きにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小里委員長 これにて内閣総理大臣出席のもの質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございました。これにて本案に対する質疑は終局いたしました

た。

○小里委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。高木錬太郎君。

○高木錬太郎 委員 立憲民主党・市民クラブの高木錬太郎です。

私は、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。

我が国の現状にあつて、税による所得の再分配機能を更に強化しなければいけない中、今回の税制改正は、その本質的な議論を避けている小手先のびほう策にすぎないと指摘せざるを得ません。

今回の控除見直しで増税となる給与所得者の年収基準は八百五十万円となりまして、約二百三十万人の方々が対象となります。この年収八百五十万円の皆さんには、都市部ではいわゆる中間層に位置する層であり、個人消費を支える中核の購買層に当たる皆さんでもあります。それにもかかわらず、家計分析に基づく精緻な議論を経て決定した基準とは言ひがたく、取りやすいところから取るといふことそくなやり方である印象が強く残ります。

次に、金融所得課税についても指摘しなければなりません。

格差を縮小するためにも、非常に重要な課題であるこの金融所得課税の見直し。税による所得の再分配機能という意味では真っ先に着手すべき税制であるにもかかわらず、二〇一四年、軽減税率を廃止して本則税率に戻すという改正以降、総合的検討するというばかりで、実際には一向に見直しが進んでおりません。

そうした税率ある富裕層への課税策は示さず、給与所得控除を引き下げることでサラリーマンを狙い撃ちにするような改正は、税負担の公平性の観点からも質問があります。

さらには、今回の質疑を通じて、今後は給与収入八百五十万円より更にその上限を引き下げる可能性や、不妊治療を受けられる方にも影響が出てしまうということも判明いたしました。

個人事業主の捕捉率の問題や雇用的自営業者の実情も放置したままです。個人所得課税改革の全姿であるとは思えませんが、税制を通じて、企業

に対しさらなる質上げを促すということ 자체は理解できます。

ですが、そもそも、なぜ毎年のように見直さなければならぬのでしょうか。定量的な検証はどうなつているのでしょうか。具体的にどれだけ質上げが進んだのか、政策効果はどうなつているのでしょうか。つまりは、この租税特別措置という制度自体、一度立ちどまつて、果たしてこの制度は効果的なのか、根本的に考え直した方がいいのではないかと思っております。

以上、大きく三点を指摘しまして、私の本法案に対する反対の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○近藤(和)委員 私は、石川県能登半島の近藤和也です。

○小里委員長 次に、近藤和也君。

希望の党・無所属クラブを代表して、ただいま御清聴ありがとうございました。(拍手)

議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたしました。

次に、所得税法改正案では、給与収入八百五十万円超のサラリーマンの給与所得控除額の上限引下げによる増税が行われます。これらの改正で税負担が重くなる世帯は、個人所得を支える中核の購買層です。消費への影響も懸念されます。仮に格差は正や所得再分配のために増税をするのであれば、あわせて金融課税、資産課税等、眞に担税力のある富裕層への課税もセットで示すべきではないでしょうか。

そうした税率ある富裕層への課税策は示さず、給与所得控除を引き下げることでサラリーマンを狙い撃ちにするような改正は、税負担の公平性の観点からも質問があります。

今回も見直しは、所得税制をいたずらに複雑化成る会派、無所属の会を代表して、政府提出の所得税法等一部改正案に反対の立場から討論を行います。

○野田(佳)委員 無所属の会の野田佳彦でございます。

私は、民進党と無所属の衆議院議員十四名から成る会派、無所属の会を代表して、政府提出の所得税法等一部改正案に反対の立場から討論を行います。

今回の見直しは、所得税制をいたずらに複雑化し、公平、中立、簡素という租税の大原則からかけ離れた姿にするものです。

また、年収八百五十万円超のサラリーマン、約二百三十万人の方が増税となります。個人消費を支える中核への増税により、景気への悪影響は必至です。

一方で、自営業者やフリーランスの方は多少減税されます。その根拠は、取つてつけたように働き方改革というだけで、およそ租税理論に基づいたものとは言えません。

これまで、サラリーマンの収入がガラス張りである一方、自営業者の収入は捕捉率が低い、いわゆるクロヨン問題の解消が課題とされ続けてきました。それがいつ、サラリーマンの税負担が軽い

となつたのでしようか。経費の概算控除の観点から給与所得控除が議論になつたことはあります。それが、自営業者の経費との比較ではありません。そもそも、両者は経費の認められる範囲が全く異なっています。このような筋悪の改正は、サラリーマン層の不公平感を一層助長するだけであります。

諸悪の根源は消費税の軽減税率です。逆進性を緩和する効果がないにもかかわらず、痛税感の緩和という情緒的な言葉を根拠に、政府・与党は軽減税率導入を決めました。

しかし、約一兆円もの巨額に及ぶ財源がない。だから、その穴埋めをするため、サラリーマンや喫煙者など取りやすいところから取る個人増税路線になつたのであります。この天下の愚策を再考しない限り、びほう策で取り繕おうとする悪循環を断ち切れません。

賃上げ及び投資の促進に係る税制改正については、政策効果は限定的と言わざるを得ません。中小企業の六割から七割は赤字企業であり、そもそも法人税の負担が生じていません。減税の恩恵を受けられるのは大企業中心になります。

以上のように、今回の税制改正は、働き方改革、賃上げなど、看板だけは立派ですが、内実はひぼう策にすぎません。国民生活を重視し、所得控除から税額控除へ、税額控除から給付つき税額控除へと所得税制の抜本改革を行うよう強く求め、私の討論を終わります。(拍手)

○小里委員長 次に、宮本徹君。

○宮本徹(委員) 日本共産党的宮本徹です。所得税法等改正案に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が大企業優遇税制を一層拡大するからです。安倍政権が拡大した研究開発減税に加え、本法案の賃上げ促進減税、投資連携減税を最大限活用すれば、法人課税の実質負担率は一%にまで引き下がることが委員会の審議で明らかになりました。既にトヨタの実質税負担率は一七%です。庶民には消費税増税を重ねながら、さらなる大企業優遇税制を拡大することは

税の公平性に著しく反します。

経済産業省の委託調査では、所得拡大推進税制を利用した上場企業の半が、この税制とかかわらずなく賃上げを行つております。そして、減税さえも、キャッシュの利用先のトップは内部留保と答えていました。これでは血税の無駄遣いです。大企業に減税する財源があるのなら、赤字法人も含め、中小企業の支援にこそ回すべきです。

安倍政権のもとで、法人税率引下げ、租税特別措置の拡大が進む中、大企業は史上最高の利益の更新を続けていますが、法人税収はリーマン・ショック前より大きなマイナスとなっています。本法案は、一層の法人税収の空洞化につながる危険があります。

反対理由の第二は、超富裕層への優遇税制を放置したまま、給与所得控除を縮小し、中間層に増税を行うものだからです。

財務省の作成した法案の説明資料では、増税となる年収八百五十万円以上は高所得者層だと記されておりました。かつて政府は、年収七百万円、八百万円以上は中堅所得者層だとし、勤労世代のやる気と活力を十分發揮してもらうために極めて重要であると減税を行いました。年収八百五十万円以上の給与所得者が増税対象となることについては疑問が残ります。高所得者狙い撃ちの今回の改正は、我が国の経済や産業、テクノロジーを支える層の労働意欲や消費の減退が懸念されます。

また、給与所得者と個人事業主等との所得把握の不均衡は改善されることはなく、所得を把握しやすい給与所得者に対する増税になる点や、依然として現役世代よりも年金受給者に対して手厚い制度である年金等控除に対する抜本的な見直しについて、引き続き、政府に対して見直しを要求してまいりたいと考えています。

次に、事業承継税制についてです。

中小企業経営者の高齢化が進み、二〇二〇年までに三十万以上の経営者が七十歳以上になるにもかかわらず、後継者不足が深刻な課題になつています。

経済産業省の推計によれば、後継者問題等の廃業が急増することで、二〇二五年までの十年間で約六百五十万人の雇用、約二十二兆円のGDPが失われる可能性が示唆されています。今回、こうした状況を踏まえ、事業承継に関する優遇措置の対象が拡充された点については、我が党が税制に

私は、我が党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。

改正する法律案について、賛成の立場から討論いたしました。

昨年度の税制改正における議論では、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われ、今年度も、多様な働き方に応じた税制改正が行われました。

今回、個人所得税改正に焦点が当たられ、給与所得控除、公的年金控除や基礎控除等の一体的な見直しが行われることになります。給与所得者控除、年金控除制度が見直され、基礎控除を増すことは、フリーランスの労働者や起業家に対する所得控除を公平に近づけるために一定の効果があると評価します。

ただし、今回の税制改革において、八百五十万円以上の給与所得者が増税対象となることについては疑問が残ります。高所得者狙い撃ちの今回の改正は、我が国の経済や産業、テクノロジーを支える層の労働意欲や消費の減退が懸念されます。

また、給与所得者と個人事業主等との所得把握の不均衡は改善されることはなく、所得を把握しやすい給与所得者に対する増税になる点や、依然として現役世代よりも年金受給者に対して手厚い制度である年金等控除に対する抜本的な見直しについて、引き続き、政府に対して見直しを要求してまいりたいと考えています。

○小里委員長 これより採決に入ります。

○小里委員長 これより採決に入ります。

○小里委員長 これより可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小里委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小里委員長 これより可決すべきものと決しました。

映されており、その内容について評価しております。

今回の税制改革によって民間の活力が最大限發揮できるよう、指摘した事項について政府における真摯な対応を今後求めつつ、我が党は、以上のような観点を総合して、本法案に賛成いたしました。

今後の税制改革によって民間の活力が最大限發揮できるよう、指摘した事項について政府における真摯な対応を今後求めつつ、我が党は、以上の観点を総合して、本法案に賛成いたしました。

な課税及び徵收の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など待遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納稅者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○小里委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小里委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求めておりまして、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

○麻生國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といましても、御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

〔報告書は附録に掲載〕

○小里委員長 次に、内閣提出、国際観光旅客税法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る三月一日金曜日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長北村隆志君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣参事官澤井俊君、日本経済再生総合事務局次長宇野雅夫君、外務省大臣官房参事官船越健裕君、財務省主計局次長大鹿行宏君、主税局長星野次彦君、理財局長太田充君、国税庁次長藤井健志君、国土交通省大臣官房審議官馬場崎靖君、鐵道局長藤井直樹君、航空局次長和田浩一君、観光庁長官田村明比古君、次長水嶋智君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

○小里委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。川内博史君。

○川内委員 川内でございます。よろしくお願ひいたします。

○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小里委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。川内博史君。

○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

ただましたが、資料一ページ目にござりますように、この国際観光旅客税は、平成二十八年、二〇一六年の三月三十日、安倍総理が議長である明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定をされた明日の日本を支える観光ビジョンの中で、「国に追加的な財源の確保策」として「他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す」という、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定が出発点となつたということでおろしいでしょうか。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。観光は、政府の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置づけられておりまして、ビザの戦略的緩和や消費税免税店制度の拡充を始めとする諸施策を政府一丸となって取り組んでいるところでござります。

この結果、昨年の訪日外国人旅行者数は、対前年一九%増の二千八百六十九万人、訪日外国人旅行消費額は、対前年比一八%増の四兆四千百六十億円といずれも過去最高となつております。この五年間で、旅行者数は約三・五倍、消費額は約四倍に拡大しております。

政府の訪日外国人旅行者数の目標は、当時の目標は、平成三十二年、二〇二〇年に向けて二千万人の高みを目指すとされていたところでございました。それとも、平成二十六年以降、順調に数が伸びまして、二〇一五年、平成二十七年には千九百七十四万人と前倒しての目標達成が視野に入つてきましたことから、次の時代の新たな目標の達成とそのために必要な対応の検討を行う必要がございました。

このため、平成二十八年、二〇一六年三月に、明日の日本を支える観光ビジョンを策定いたしました。二〇二〇年訪日外国人旅行者数四千万人等の目標とその実現のための施策が取りまとめられたところでございました。

この観光ビジョン構想会議、安倍総理大臣が議長ですけれども、その構想会議のもとに、官房長官を座長とするワーキンググループが組織されました。この観光新税の創設は、平成二十八年一月二十六日の第六回ワーキンググループの配付資料、事務局ヒアリングにおける有識者の主な指摘ポイントという資料で示された、三十人の有識者の中の一人である増田寛也東京大学公共政策大学院客員教授の「観光の中でも、自然も文化財も伝統芸能も農業も使っていく。」「観光客にも金銭的に負担のきつかけとなつたと、昨日、観光庁の御担当者から説明をいただいておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○田村政府参考人 今御質問の観光ビジョンでございますけれども、そのワーキンググループにおきまして、九回にわたりまして、内外の有識者がらのヒアリングなどを実施して取りまとめられたものでござります。

そして、観光財源に関する具体的な議論といったことは、まず、平成二十七年十二月の第二回ワーキンググループにおきまして、田川博己日本旅行業協会会長から、アジア各国が観光誘致、観光投資の競合国であるという認識のものと、交流大

国として日本の立ち位置をつくるためにも、アジアの競合国並みの安定的な観光予算を確保し、具体的な施策を中長期的にやり切る覚悟は必要である、こういう御意見がございましたほか、今先生御指摘いたしましたように、事務局が行つた有識者ヒアリングにおいて、観光施策を実施するための

この観光ビジョン構想会議、安倍総理大臣が議長ですけれども、その構想会議のもとに、官房長官を座長とするワーキンググループが組織されました。この観光新税の創設は、平成二十八年一月二十六日の第六回ワーキンググループの配付資料、事務局ヒアリングにおける有識者の主な指摘ポイントという資料で示された、三十人の有識者の中の一人である増田寛也東京大学公共政策大学院客員教授の「観光の中でも、自然も文化財も伝統芸能も農業も使っていく。」「観光客にも金銭的に負担のきつかけとなつたと、昨日、観光庁の御担当者から説明をいただいておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○田村政府参考人 今御質問の観光ビジョンでございますけれども、そのワーキンググループにおきまして、九回にわたりまして、内外の有識者がらのヒアリングなどを実施して取りまとめられたものでござります。

そして、観光財源に関する具体的な議論といったことは、まず、平成二十七年十二月の第二回ワーキンググループにおきまして、田川博己日本旅行業協会会長から、アジア各国が観光誘致、観光投資の競合国であるという認識のものと、交流大

学公共政策大学院客員教授からは、自然や文化財、伝統芸能、農業なども観光資源として活用していくことが重要であり、これらの資源の保存と観光資源としての活用の双方がより強く、よりよくなる関係を築くためにも、そのための財源を確保することは必要であるといった御意見があつたところでございます。また、国として出入国時の手数料徴収等を行つてゐる事例や、自治体において宿泊者や宿泊施設等に課税してゐる事例についても、観光庁として調査を行つたところでござります。

これらを踏まえて、最終的に取りまとめました観光ビジョンにおいて、次世代の観光立国実現のための財源の検討という項目が盛り込まれたものと承知をいたしております。

○川内委員 旅行業協会の会長さんは、空港使用料を安くしろとか、新たな税をつくるという趣旨の発言ではなかつたというふうに思いますね。それを議論してもしようがないので次へ行きましたけれども、この増田寛也先生の、観光の中で自然も文化財も伝統芸能も農業も使つていく、観光客にも金銭的に負担してもらいましょうというこの御発言が、先ほど御説明した、観光立国の受益者の負担による方法により観光施策に充てる追加的財源を確保するという非常に官僚的な文章になつていくわけですけれども、この発言、第六回のこの発言を取り上げて、その後、第何回のワーキンググループでこのような文言に固まつたのでしょうか。

○田村政府参考人 先ほどお答え申し上げました

とおり、事務局が行つた有識者ヒアリングにおいて、増田寛也教授から、自然や文化財、伝統芸能や農業なども観光資源として活用していくことが重要であり、これらの資源の保存と観光資源としての活用の双方がより強く、よりよくなる関係を築くためにも、そのための財源を確保することが必要であるといつた御意見があつたところでござります。

○川内委員 いきなり増田寛也さんの、何か、私

これに加えて、我が国の観光予算がアジアの競争に打ちかつたために観光予算を大幅に拡充すると要があり、そのための安定的な財源を確保するとこことは、従来から観光関係者の間で長期にわたつての懸案の一つでございました。この背景もありまして、第二回のワーキンググループで田川博己会長からもそういった趣旨の御意見があつたところでございます。

これらを踏まえて論点整理を行つた上で、観光

○田村政府参考人 これが新税の創設につながる言葉だとはなかなか思えないけれども、それが第一回の構想会議に

合意と比べて少なく、我が国がアジア各国との競争に打ちかつたために観光予算を大幅に拡充する必

要があり、そのための安定的な財源を確保すると

このワーキンググループの開催状況は首相官邸

のホームページに掲載されているわけですけれど

も、第一回から第五回までは議事要旨が掲載され

ていますが、第六回から、六、七、八、九と議事

要旨が掲載されておりません。構想会議決定に至るワーキンググループの議論

というのは非常に重要なとふうに考えます

が、なぜ議事要旨を掲載していないのか御説明を

いただきたいと思います。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

○川内委員 私の質問は、その観光庁が取りまと

められた原案が第何回のワーキンググループに提

示をされましたかということを聞いています

けれども。

○田村政府参考人 このワーキンググループにお

きまして、内外の有識者からヒアリングを行つ

とともに、論点整理を行つた上で、観光庁において

原案を作成し、関係省庁との調整を経た上で、第

二回明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、

これが二〇一六年の三月三十日に開かれたわけで

ございますけれども、ここで国土交通省から説明

を行い、民間有識者等との意見交換も経た上で、

明日の日本を支える観光ビジョンとして取りまと

められているところでございます。

○川内委員 だから、ワーキンググループの中で

はこの案文はいつ提示されたんだとかということ

を聞いているんですけど、ワーキンググル

ープの中で、第二回の構想会議では当然、これはも

うことで、第一回の構想会議で決定するわけです

から、提示しているに決まっているんじゃないですか。

○田村政府参考人 この文言そのものは、ワーキ

ンググループに提出されたということではなく

て、関係省庁との調整を経て、第一回の会議でか

けられたものでござります。

○川内委員 いきなり増田寛也さんの、何か、私

はこれが新税の創設につながる言葉だとはなかなか思えないけれども、それが第一回の構想会議に提示をされて決定をされた。このワーキンググループの開催状況は首相官邸のホームページに掲載されているわけですが、なぜ議事要旨を掲載していないのか御説明をいただきたいと思います。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

○川内委員 私の質問は、その観光庁が取りまと

められた原案が第何回のワーキンググループに提

示をされましたかということを聞いています

けれども。

○田村政府参考人 このワーキンググループにお

きまして、内外の有識者からヒアリングを行つ

とともに、論点整理を行つた上で、観光庁において

原案を作成し、関係省庁との調整を経た上で、第

二回明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、

これが二〇一六年の三月三十日に開かれたわけで

ございますけれども、ここで国土交通省から説明

を行い、民間有識者等との意見交換も経た上で、

明日の日本を支える観光ビジョンとして取りまと

められているところでございます。

○川内委員 だから、ワーキンググループの中で

はこの案文はいつ提示されたんだとかということ

を聞いているんですけど、ワーキンググル

ープの中で、第二回の構想会議では当然、これはも

うことで、第一回の構想会議で決定するわけです

から、提示しているに決まっているんじゃないですか。

○田村政府参考人 この文言そのものは、ワーキ

ンググループに提出されたということではなく

て、関係省庁との調整を経て、第一回の会議でか

けられたものでござります。

○川内委員 いきなり増田寛也さんの、何か、私

はこれが新税の創設につながる言葉だとはなかなか思えないけれども、それが第一回の構想会議に提示をされて決定をされた。このワーキンググループの開催状況は首相官邸のホームページに掲載されているわけですが、なぜ議事要旨を掲載していないのか御説明をいただきたいと思います。

○澤井政府参考人 お答え申し上げます。

○川内委員 私の質問は、その観光庁が取りまと

められた原案が第何回のワーキンググループに提

示をされましたかということを聞いています

けれども。

○田村政府参考人 このワーキンググループにお

きまして、内外の有識者からヒアリングを行つ

とともに、論点整理を行つた上で、観光庁において

原案を作成し、関係省庁との調整を経た上で、第

二回明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、

これが二〇一六年の三月三十日に開かれたわけで

ございますけれども、ここで国土交通省から説明

を行い、民間有識者等との意見交換も経た上で、

明日の日本を支える観光ビジョンとして取りまと

められているところでございます。

○川内委員 だから、ワーキンググループの中で

はこの案文はいつ提示されたんだとかということ

を聞いているんですけど、ワーキンググル

ープの中で、第二回の構想会議では当然、これはも

うことで、第一回の構想会議で決定するわけです

から、提示しているに決まっているんじゃないですか。

○田村政府参考人 この文言そのものは、ワーキ

ンググループに提出されたということではなく

て、関係省庁との調整を経て、第一回の会議でか

けられたものでござります。

○川内委員 いきなり増田寛也さんの、何か、私

○宇野政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、未来投資戦略二〇一七では、財源の確保策について記述がございます。

この経緯といたしましては、まず、先ほどの観光庁長官の答弁にもございましたとおり、二十八年三月に決定されました明日の日本を支える観光ビジョンにおいて打ち出されまして、そして、同じ趣旨が、二十九年三月の観光立国推進基本計画として閣議決定されております。こうしたことを持踏まえまして、一十九年六月に出ました未来投資戦略においても位置づけているという経緯でございます。

なお、未来投資会議における御議論において、本件に係る具体的な提案、要望等はなかったものと承知しております。

以上でございます。

○川内委員 だから、未来投資会議では具体的には何も議論していないわけですね。しかし、平成二十九年の八月に、観光庁は観光財源について税制改正要望を提出しているわけです。

この未来投資戦略二〇一七には、新税を創設す

るとか全く書いていないんですね。新税創設の検討をするとは書いていないんだけれども、観光庁は、八月の時点ですでに税制改正要望を提出している。財源はゼロベースで議論し、新税とするといふことは十一月に、その後十一月に決まっているのに、八月に税制改正要望をするというのは、私はちょっと勇み足ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。
先生御指摘の税制改正要望、昨年の八月に観光庁から提出させていただいている要望でござりますけれども、観光財源の確保策につきまして、諸外国では出入国や航空旅行の際に外国人旅行者や出発・出国旅客から租税、手数料などを徴収している例が見られることもすげれども、観光財源の確保策につきまして、諸外国では出入国や航空旅行の際に外国人旅行者や出発・出国旅客から租税、手数料などを徴収している例が見られることなどを参考にしつつ、税に限らず、手数料を含めて、財源確保策を広く検討する観点から提出されておりまして、そういう意味では、税も含めての御要望だと。

これを受ける形で、主税局としては、観光庁からいろいろとお話を伺ったわけでございまして、政府税調自体は、総理の諮問のもとましても、政府税調の議論に関しましては、政府税調の議論にあり方に、中長期的観点から、あるべき税制のあり方に、審議を行なう機関でございまして、毎年度の税制改正の審議を直接行なうことが必ずしも求められているものではございません。そういう意味では、今回のこの財源に係る議論

源の検討として、税制改正要望をさせていただいたところでございます。

○川内委員 手数料か税になるかわからぬけれども、とりあえず出しておけみたいなことだといいます。

新税創設をするということが、どこで激しい議論が行われたのかがちょっとよくわからないんですけれども、この観光新税について政府税制調査会では議論されたのでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、観光庁からの三十年度改正に係る要求に関する具体的な提案、要望等はなかったものと承知しております。

一昨年三月の観光ビジョンにおいて観光財源の確保について明記され、昨年六月の未来投資戦略二〇一七において、「今後さらに増加する観光需要に対しても高次元で観光施策を実行するために必要な国際的な財源の確保策について検討を行う。」

考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す」とされたところで、これを受けまして、税制改正要望ということで観光庁からなされておりますけれども、これは、諸外国では出入国や航空旅行の際に外国人旅行者や出発・出国旅客から租税、手数料を徴収している例が見られる事も、そのワーキンググループの開催状況は、第六回から第九回までは議事要旨を公表しません、見せないもんというふうに冷たく言われているわけですけれども。

これを受けた形で、主税局としては、観光庁からいろいろとお話を伺ったのかもしれないし、どこでどういう議論があったのかということについて知りたいわけですけれども、そのワーキンググループの開催状況は、第六回から第九回までは議事要旨を公表しません、見せないもんというふうに

いは、それが手数料でもいいじゃないかという議論がもしもあったのかもしれないし、どこでどういう議論があつたのかということについて知りたいわけですけれども、そのワーキンググル

ープの中でも、増田寛也さんの発言を受けて、税にしようか、それとも手数料にしようか、どちらがいいんだろうね、だけれども案文はどうなるかわからぬからこういう形にしようねというような形で、増田寛也さんの発言を受けて議論そのものが

ワーキンググループの中で行われたのかというこ

とについては、教えていただけますか。

○田村政府参考人 ワーキンググループの中で、

は、政府税制調査会においては審議は行われておません。

新税の創設に当たりまして政府税調で議論をしないのかという、そこが先生のお尋ねの件だと思いますけれども、例えれば、直近の新税ですと、平成二十六年度改正で創設された地方法人税という税がございますけれども、これもその創設を議題とした上で、これは、与党の税制調査会の議論を経て創設が決定されているということでございまして、必ずしも政府税調で議論が行われていないと

成りますけれども、これもその創設を議題とした審議は政府税調では行つております。当時、総務省の有識者検討会を中心にして議論が進められた上で、これは、与党の税制調査会の議論を経て創設が決定されているということでございまして、必ずしも政府税調で議論が行われていないと

成りますけれども、これもその創設を議題とした上で、これは、与党の税制調査会の議論を経て創設が決定されているということでございまして、必ずしも政府税調で議論が行われていないと

寄附金控除を年末調整の対象とすることについてのお尋ねでございます。

源泉徴収義務者にとりまして、仮に年末調整の対象にすることになりますと、従業員から申告された寄附金控除が要件を満たすものであるかどうか、具体的には、例えば、寄附先の法人が寄附金控除の対象となる法人であるかの確認など、新たな事務負担が生じることに留意する必要がございます。

仮に、従業員から源泉徴収義務者に対して寄附金控除関係書類を提出して、それをチェックするというようなことを何らか行おうとした場合に、検算の事務負担ですとか、今申し上げたような法人についての確認を行う必要がどうしても出でます。

こうした観点から、日本商工会議所からは、昨年九月に、寄附金控除を年末調整の対象とすることについて反対といったような意見が示されているところでございます。

したがいまして、寄附金控除を年末調整の対象とすることについては、やはり慎重な検討を要するものと考えております。○内委員 商工会議所なども、電子化されれば事務負担が減るので考えてもいいよ的なことはおつしやつていらっしゃるというふうにも聞いているので、ぜひまた慎重に検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、もう時間がどんどんどんどんたっていきますから進みますが、財務省史上過去に例のない空前の特例、破格優遇融資三兆円、リニア中央新幹線に対する三兆円の融資ですね。約三十年間の据置き、金利が平均で〇・八六%、約三十年後から十年間で元金均等返済。三兆円、〇・八%の固定で借りるというのは、これはもう大変な破格の優遇融資だなどというふうに思うわけでございます。

配付資料四ページ目の、財務大臣と独立行政法

人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財政融資資

金長期資金借用証書の利率の記述、赤線のアン

ダーラインを引いてあります。そこに、財務省

と鉄道支援機構との間は、約定金利について、異

「約定利率は、金融情勢に応じて変更されても異

存ないものとする。」こう書いてあるわけですけれども、この記述の意味はどういう意味でしょうか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

基本的な発想は、財政融資の原資の調達期間と

財政融資の貸付けの期間が大きく異なっていると

いう場合には、急激な金利上昇等金融情勢に大き

な変化が生じた際に、財政融資の財務状況が極

端に悪化する可能性もある、そういう考え方から

設けられたというのが基本的な考え方であります。

ただ、財務省と鉄道機構との間の借用証書、今

委員がお示しをいただきましたとおり記載されて

いるわけですが、この借用証書は、財政融資資金

の管理及び運用の手続に關する規則に定める別紙

様式に沿つたものでございます。これはその他

全ての借用証書に該状況を記載しているという

のが現実でございます。

○内委員 鉄道機構とJR東海との融資の契約

書には、このよななただし書きの記載はあるので

しようか。

○北村参考人 お答え申し上げます。

今財務省の方から御答弁ございましたように、

財務大臣と鉄道・運輸機構との借用書では、先ほ

どの文言が、財政融資の借入れに当たつて通例と

して盛り込まれている文章だということで、我々

の方としては書かせていただいております。

鐵道・運輸機構とJR東海との契約書でござい

ますが、これは両者間で結ばれた貸付契約書でござりますので、貸付契約書につきましては、金融

取引における一般的な守秘義務があること、そし

て、我々、独立行政法人等の保有する情報の公開

に関する法律第五条で、公にすることにより、当

該法人又は当該個人の権利競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるものとして不開

示情報に該当するということから、お答えは差し

控えさせていただきたいと思います。

○川内委員 鉄道機構とJR東海さんとの融資の

契約は、配付資料三ページ目にございます、五本

融資があつて、それぞれ〇・六、〇・八、〇・

九、〇・九、一・〇というふうに利率が書いてござりますけれども、この固定金利ということですか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

基本的な発想は、財政融資の原資の調達期間と

財政融資の貸付けの期間が大きく異なると

いう場合には、急激な金利上昇等金融情勢に大き

な変化が生じた際に、財政融資の財務状況が極

端に悪化する可能性もある、そういう考え方から

設けられたというのが基本的な考え方であります。

ただ、財務省と鉄道機構との間の借用証書、今

委員がお示しをいただきましたとおり記載されて

いるわけですが、この借用証書は、財政融資資金

の管理及び運用の手續に關する規則に定める別紙

様式に沿つたものでございます。これはその他

全ての借用証書に該状況を記載しているという

のが現実でございます。

○内委員 鉄道機構とJR東海との融資の契約

書には、このよななただし書きの記載はあるので

しようか。

○北村参考人 お答え申し上げます。

今財務省の方から御答弁ございましたように、

財務大臣と鉄道・運輸機構との借用書では、先ほ

どの文言が、財政融資の借入れに当たつて通例と

して盛り込まれている文章だということで、我々

の方としては書かせていただいております。

鐵道・運輸機構とJR東海との契約書でござい

ますが、これは両者間で結ばれた貸付契約書でござりますので、貸付契約書につきましては、金融

取引における一般的な守秘義務があること、そし

て、我々、独立行政法人等の保有する情報の公開

に関する法律第五条で、公にすることにより、当

該法人又は当該個人の権利競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるものとして不開

る経営体力回復期間をなくし、全線開業の最大八年間の前倒しを図る、こういう目的のために行つ

ているものでございまして、この貸付資金について

では運用に使われないような取扱いとしておると

ころでございます。

さらに、具体的に申しますと、JR東海におき

ましては、借入資金の使途の明確化を行いますた

めに専用の資金管理口座を開設しております

その資金管理口座を開設の上、支出の管理を行つ

こととし、我々機構におきましては、この資金管

理口座の残高と実際のリニア工事に係る支出を突

合するということとでその使用状況の確認を行つて

ととなつております。そして、貸し付けた資金が運用に

使われていないことを確認する取扱いとしており

ます。

○川内委員 それでは、残り十分ぐらいでござい

ますので、税の根幹にかかる、國家の信頼性に

かかる、森友学園問題について質問をさせてい

ただきたいといふうに思います。

まず、財務省さんに教えていただきたいんです

けれども、平成二十四年度から平成二十八年度ま

での五年間で、財務省から財務本省に対して、国

有財産の処分、貸付けや売払いについての特例の

承認を求めた事例は、年度ごとにそれ何件ずつござりますでしょか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員の御指摘は、特例承認ということです

が、それは、個別の国有財産の管理処分は、国有

財産法に基づいて、基本的には各財務局長に分掌

されております。

一件、合計しますと八件ということでございます。

○川内委員 近畿財務局から本省に対して特例承認を求めた案件というのは、この二十四年度から二十八年度までの間でそれぞれ何件ございますか。

○太田政府参考人 近畿財務局からの承認申請は、森友学園の事業を含めて、全部で五年間で三件でございます。

年度で分けますと、平成二十四年度が一件、平成二十五年度が一件、平成二十七年度が一件といふことになります。

○川内委員 森友学園の案件は、平成二十七年度の案件であるということでしょうか。

○太田政府参考人 さようでございます。

○川内委員 昨年の三月二十四日の参議院予算委員会の議論の中で、迫田元理財局長さんがこのように御答弁をされていらっしゃいます。

「本省理財局に上がつてくる案件のうちでいわゆる理財局長まで報告、相談がなされる案件は、私の一年間を振り返つても極めて限定的でござります。それは、私どもに、私のところに上がつてこない案件につきましては、それぞれの担当部署が責任を持つて対応するということになるわけですがございまして、」といふように御答弁をされていらっしゃいます。「本省理財局に上がつてくる案件のうちでいわゆる理財局長まで報告、相談がなされる案件は、私の一年間を振り返つても極めて限定的でござります。それは、私どもに、私のところに上がつてこない案件につきましては、それぞれの担当部署が責任を持つて対応するということになるわけですがございまして、」といふように御答弁をされていらっしゃいます。

そうすると、平成二十四年度が特例承認二件、二十五年度が一件、二十六年度が二件、二十七年度が二件、二十八年度は一件、本省に上がる件数がそもそもめちゃめちゃ少ない。本省に上がるものについては、大体理財局長さんは報告をお受けになられるのではないか。森友の案件のときは、二十七年は二件で、金的に二件で、近畿財務局からは一件なわけですけれども。

理財局長さんは本当に報告を受けないんですか

ね。限定的だけれども受けると言っているんです。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

は、承認権限が本省にあって、この場合は理財局長ではなくて理財局の次長に権限が委任されているという状況でございます。そういう意味では、

法令というか通達上の権限でいうと、局長まで上げなければいけないというふうになつてているわけではないといふことではあります。

ただ、実際の問題として、案件の性質により、それだけの部署で判断をして、局長まで上げなければいけない、上げた方がいいと思ったものについては上げてあるといふことがあります。

それで、恐らく、私なりに承知している限りは、非常に大きい案件というのは、そのときにおいて、非常に、何とか、政策としてある意味での判断をしなきゃいけないといふような事案が生じているときといつたもののときに上げているということだらうと思っております。

○川内委員 や、だから、迫田さんは、特例承認がもう判こが押されてから局長になつていらっしゃるので、当然、森友のことを案件が進んでいく

ところに聞いていらっしゃるわけではない。その前の中原さんという方が、中原局長さんがこの特例承認をしたときの局長さんでいらっしゃるわけですね。平成二十七年度二件のうち、近畿財務局

の関係で特例をやつたときに、それが多分彼の

うちに次長決裁だけれども局長まで上がつた案件に、次長決裁だけれども局長まで上がつた案件

として上がつてきていたので、多分彼はそれが記憶にあって、極めてまれけれどもあるというこ

とを言つたんだと思います。それは非常に政策としてあつたからということだと思つております。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今ほど委員の御指摘の件は、ある意味で実態のようなお話だと思いますので、実態として、私な

りに、半年ちょっと局長をやらせていただいてい

て、その実感として申し上げますけれども。

理財局というのは、もともと、かつて二つあつた局を一つにまとめている局です。要すれば、もともとの旧理財局と、いふと国有財産局といふのが、一つにまとめている局であります。

もともとの旧理財局といふのも、今ほどリニアで御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

財政投融资であれば、トータルとして何兆兆

件しか本省に上がつていません、その年度。そのうち一件が森友案件です。

それは、局長、こういう案件でございますといふ報告ぐらいはすると思うんですけども、本当に局長に報告しなかつたんですか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今ほど委員の御指摘の件は、ある意味で実態のようなお話だと思いますので、実態として、私な

りに、半年ちょっと局長をやらせていただいてい

て、その実感として申し上げますけれども。

理財局というのは、もともと、かつて二つあつた局を一つにまとめている局です。要すれば、もともとの旧理財局と、いふと国有財産局といふのが、一つにまとめている局であります。

もともとの旧理財局といふのも、今ほどリニアで御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

財政投融资であれば、トータルとして何兆兆

の行政文書開示決定通知書、これは、財務本省で

はいつ誰がどのようにして、この面談・交渉記録を開示するよと、昨年五月二日の開示決定通知書を記載している昨年五月二日の近畿財務局長名

に記載されている昨年五月二日の近畿財務局長名

の行政文書開示決定通知書、これは、財務本省

で御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投

融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

財政投融资であれば、トータルとして何兆兆

の行政文書開示決定通知書、これは、財務本省

で御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投

融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

財政投融资であれば、トータルとして何兆兆

の行政文書開示決定通知書、これは、財務本省

で御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投

融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

財政投融资であれば、トータルとして何兆兆

の行政文書開示決定通知書、これは、財務本省

で御質問を頂戴いたしましたけれども、財政投

融資といふものが一つ大きい柱と、もう一つは、非常にざくつと言ふと、国債を発行するというの

が大変大きい仕事になります。

いただいて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小里委員長 次に、稻富修二君。

きょうは質問の機会を頂戴をいたしまして

ぜ租税を選んだのか、どういう議論があつたのか、その理由を伺います。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

部分についてお触れがございました。

りかとうござります。国際観光旅客税について主に質問の機会を賜りました。それを中心にお話をさせていただく中で、時間が余つたら、今の国税の体制について等、質問をさせていただければど存じます。

今回の国際観光旅客税でございますが、もともと、先ほど川内委員からありましたけれども、明日の日本を支える観光ビジョンといたところが、出発点でございます。二〇二〇年に四千万人の訪日外国人旅行者を目指とするということでございまして、観光の先進国を目指すということについては、恐らく与野党かわらず、この目的は共有可能ののではないかと私は思います。その成長戦略の柱として観光を推し進めていくということ、これは私も共有できる部分でございます。

きょうは、その上で、その推し進める基礎となる財源の確保という点で国際観光旅客税が果たしてふさわしいのか、その点から質問をさせていただきます。これまで各委員から質問があつて、基本的なこともあるかと思いますが、ぜひおつき合いで賜ればと思います。

ます。これまでのこの新税の創設の経緯について、ちょっと順番を変えて質問をさせていただきます。

御指摘の財源確保の手法につきましては、観光開催する等、政府内で検討を進め、その後、与党の税制調査会で御議論いただいた結果、今般の三年度の税制改正に盛り込んだというところでござります。

この検討会におきまして、観光施策が今後も高度化すること等に鑑みれば、受益と負担の関係について負担者の納得が得られる範囲で、毎年度の予算編成を通じてニーズに合った柔軟な活用が可能な税方式が適当である。他方、手数料方式は、受益の程度を特定し、それに応じた負担額とする必要があるが、観光施策の特性に鑑みればなじまないのではないかといった議論があつたと承知をしております。

こうした検討も踏まえまして、税方式を採用し

○稻富委員 今のお話では、手数料の場合は、手数料を支払った部分についての受益が非常に確定化されるというか、きっちりとしていくと、税の

うふうに理解をしております。これは、訪日外国人旅行者一〇二〇年に四千万人目標等の達成に向けて講じられる観光施策が、空港、港湾の出入国環境の円滑化、利便性向上等を含むとともに、国際航空・海運ネットワークの維持、拡大に資するなど、いろいろな観点から、この課税制度を設けたものと理解しております。

出入国に着目して課税するに当たりまして、日本は、韓国やオーストラリアなど諸外国においては、出国時に課税することが一般的であることを踏まえます。

なお、観光庁の検討会におきましては、国内旅行を含めた航空旅行、また宿泊につきましても検討されましたけれども、宿泊税等既存の負担との関係もあり、事業者から反対の声が大きかつたということで採用されなかつたというふうに理解してお

このたび、新たな国民負担をお願いする以上、国際観光旅客税の必要について国民の皆様にしっかりと御説明する必要があるというふうに考えておる次第でございます。

政府といたしましては、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置づけて精力的に取り組んできておるところでございますけれども、二〇一〇年四千万人の目標や東京オリンピック大会開催に向けて、より高次元な観光施策を展開していくことが急務であるということで、こうした観光施策を確実に展開するための財源確保の必要性について、観光ビジョン、あるいは未来投資戦略といった中で明記をされて、国民の皆様にお示しをしてきたということです。

この千円の出入国者数への影響についてでございますけれども、千円の負担がもたらす影響について考えますと、例えば、我が国を訪問する外国人の日本滞在中の支出の平均は約十五万円となつております。また、日本人の海外旅行費用の平均

明日の日本を支える観光ビジョン、平成二十八年三月三十日では二〇二〇年、訪日外国人旅行者四千万人、訪日外国人旅行消費額八兆円等の新たな目標が掲げられました。観光施策を実施するための財源については、「受益者負担による財源確保を検討」とされております。

一般的な財源確保の手法としては、租税による方式と手数料方式が考えられるという中で、受益者負担という観点からすると、手数料の方がわかりやすいといふのが率直な感想ですけれども、な

的には出国に対し税負担を求めるという結論になつたと云ふことでござりますが、その議論の経

○星野政府参考人　過、理由をお伝え願えますでしょうか。

今回の国際観光旅客税は、観光立国の受益者の

政需要の規模も勘案しつつ、今後具体的な負担額を設定すべきである。」〔ひ〕のが中間取りまとめ

でござります。

響や必要となる財政需要について検討する、それ

今回の国際観光旅客税は、観光立国の受益者負担による観光財源の確保を目指した検討を踏まえて創設されるものでございます。

観光庁の検討会におきまして、出入国、それから航空旅行及び宿泊について検討が行われまして、出入国に負担を求めるとの結論に至つたといふうに理解をしております。これは、訪日外国人旅行者二〇二〇年に四千万人目標等の達成に向けて講じられる観光施策が、空港、港湾の出入環境の円滑化、利便性向上等を含むとともに、国際航空・海運ネットワークの維持、拡大に資するということを勘案いたしまして、出入国という行為に着目し、広く薄く負担を求めることがされたものと理解しております。

出入国に着目して課税するに当たりまして、日本を含めた航空旅行、また宿泊につきましても検討されましたけれども、宿泊税等既存の負担との關係もあり、事業者から反対の声が大きかつたということで採用されなかつたといふうに理解しております。

なお、観光庁の検討会におきましては、国内実現された観光財源のあり方検討会ですね、平成二十九年十一月の中間取りまとめでは、「近隣アジア諸国との競争環境や訪日旅行需要への影響等を考慮すれば、一人一回の出国につき千円を超えない範囲」とするのが妥当であると考えるが、必要となる時のみです。

中間取りまとめ、次世代の観光立国実現に向かって、その次、なぜ千円かということをちょっととお伺いします。

○稻富委員 ありがとうございます。

響や必要となる財政需要について検討する。それを踏まえて幾らにするかということを決めるということになつておりますが、旅行需要への影響、必要となる財政需要についてはどのような検討をしたのか教えてください。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

このたび、新たな国民負担をお願いする以上、国際観光旅客税の必要について国民の皆様にしっかりと御説明する必要があるというふうに考えておる次第でござります。

政府といたしましては、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置づけて精力的に取り組んできておるところでございますけれども、二〇一〇年四千万人の目標や東京オリンピック大会開催に向けて、より高次元な観光施策を展開していくことが急務であるということで、こうした観光施策を展開するための財源確保の必要性について、観光ビジョン、あるいは未来投資戦略といった中で明記をされ、国民の皆様にお示しをしてきたということです。

この千円の出入国者数への影響についてでございますけれども、千円の負担がもたらす影響について考えますと、例えば、我が国を訪問する外国の日本人滞在中の支出の平均は約十五万円となっております。また、日本人の海外旅行費用の平均は約二十五万円となっております。このような旅行者の支出額全体に当たはめて考えてみた場合、千円は円・ドルの為替レート一円の変動にも満たない水準となつてゐるところでござります。

また、既に出国旅客への課税を行つておりますドイツやオーストラリアの事例について調べてみたところ、税の導入や税額の値上げにより特段需要への影響は見られていないということでござります。

このため、千円の課税による需要への影響はな

いものと考へておるところでございます。
○稻富委員 もう一つの必要となる財政需要についてはどういう御検討だつたでしようか。

○星野政府参考人 私から答弁させていただきま

す。

税額千円とする理由も含めてでございますけれども、これは先ほど先生から御指摘ございましたとおり、観光庁の検討会におきまして、近隣アジア諸国との競争環境や訪日旅行需要への影響等を考慮し、一人一回の出国につき千円を超えない範囲で検討すること、この提言を受けて千円ということにしているわけでございますけれども、観光ビジョン関連施策につきましては、平成二十九年度当初予算ベースで、主として観光ビジョン関連施策に振り向けられているものだけでも七百億円程度の予算が計上されております。

今後、訪日外国人旅行者数四千万人、また六千万人を目指して、先進性や費用対効果の高い観光基盤を充実強化していく必要があることを踏まえますと、ただいま申し上げました財政需要、財政規模に比べまして、まずは税額千円という金額が適当であるということで見込んでおるところでございます。

○稻富委員 ありがとうございます。

観光ビジョンのところで使う経費が約七百億であるということ、そして、さつき言つた千円というものが、旅行者にとつていうと微々たるものであるという判断から千円ということ、そういう御説明だつたかと思います。

そういう中で、諸外国の恐らく出国時の旅客負担等も考へてのこととかというふうには思ひますが、まず、定額といふところなんですね。例えば、私は福岡ですけれども、福岡からLCCで釜山に行く、あるいは福岡から船で釜山に行くといふことも千円かかるという理解です。同時に、東京から例えば欧州にファーストクラスで行くのも、これも千円ということでございます。

定額負担というのは恐らく税の世界では非常に少ないパターンでございます。これは、当然なが

い

ないことでございますので、大きな影響はないのではないかと考へておるところでございます。

○稻富委員 先ほど来御答弁がありましたけれども、事業者さんからいろいろなお話を聞いてこうしているんだ、あるいは、先ほどもありましたけれども、十万円あるいは十五万円、二十五万円というところからすると、千円というのは安価である、だから影響はないんだというお話でございます。

か。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。
この定額制でございますけれども、観光庁に設置いたしました有識者会議におきまして、事業者でございますとか、さまざまの方々の御意見を頂戴して議論を深めていただいたところでございます。
また、運賃が比較的安価な旅客、例えば航空のLCCでございますとか、そういう場合について税額を低く抑えるべきではないのかといったような御議論もあるうかと思う次第でございますけれども、本税は、観光財源の確保に当たりましては、受益者負担の観点から検討されてきたというふうのはわかりません。ただ、例えば、海外でいくと、イギリスなんかは、距離、座席に応じて、これは額は違いますけれども、日本とはもちろん規模が違いますけれども、やはり担税力に着目すれば、国内、国際、分けている。ということは、それはやはり、担税力に着目し負担を分けていくということは一つのあり方だと思うからでございます。

そこで、ちょっと質問をかえます。

定額課税というのは、恐らくそんなに税の世界では多くないと思いますが、国際観光旅客税は消費課税だということですが、その中で定額課税、以外に何がございますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

消費課税におきましては、消費それぞれに着目いたしまして、その消費するものに対しても、重量税で課税することもございますし、価格に課税することもございます。そういう意味では、重量に応じて課税しているようなものにつきましては、例えば、たばこ税、酒税等につきましては、その方がどれだけの所得を稼いでいるかどうかということには関係なく、ある商品については一律の価格ということで、一律の税を課しているということをもございます。

○稻富委員 定額、額が同じものでございます、質問は。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、たばこは一本当たり定額で幾らということになつておりますので、そういう意味で今御説明をしたところでございます。

○稻富委員 確かにそうだと思います。

たた、冒頭申し上げましたように、例えば福岡から、船でピートルというのがありますと、それまで釜山に行くと、今般、航空、船舶の別でござりますけれども、今まで乗船料金を含めた韓国からの総旅行支出は平均十万円ぐらいになつておるといふことですとか、運賃、日本からの距離、座席クラス等に応じて出入国の円滑化等の観光施策による

にこの六十億の使い方は納得は得られるんでしょ
うか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

この国際観光旅客税の導入に当たりましては、その税収の使途につきまして、御負担をお願いする日本人の出国者の方にも、目に見えてこの国の観光への取組が変わったというふうに感じていただけるような、納得感のある施策に充當していくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

先ほど先生がお配りになつていただきました閣僚会議決定の中には、まさにそういうことを意識した内容が盛り込まれておるところでございまして、先生の御指摘にもございましたけれども、三つの分野のうちの一つの柱になつております「ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備」ということで、具体的には、スマートな出入国手続き、快適に旅行できる環境の整備ということをこの使途として考えておるというところでございますが、これはまさに、受益と負担といった考え方からいたしましても、こういった空港、港湾における出入国環境の円滑化に資する施策は、日本人の出国者にとつても直接のメリットを感じられる施策ではないかなと考えておるところでございます。

また、若干、施策の中身が細かになりますけれども、平成三十年度予算におきまして、日本人の海外旅行者の方にも直接的に受益がある施策いたしまして、こういったC-I-Q体制の整備に二十億円を充てるといったことのほかにも、日本人旅行者が安心して海外旅行ができるよう、旅行者の正確な安全、安心情報の提供などをを行う情報プラットフォームの構築などにこの税制の使途を充てていくということを考えておるということでございます。

さらに、税収が満年度化いたします平成三十一年度以降につきましては、この閣僚会議に定められておりますような基本的な考え方を十分に踏まえまして、民間有識の方々の御意見も頂戴しな

がら、御負担をいただく日本人出国者の御理解も得られるよう、中身をしっかりと精査してまいりたいと考えておるところでございます。

○稻富委員 この税のそもそも目的が、訪日外

国人旅行者二〇二〇年四千万人達成ということにあつて、そのための財源が必要であるということでおで観光旅客税を設置し、この訪日外国人の四千万人へ向けて設置をする、そのための財源確保であるということだと思います。

したがつて、目的と今おっしゃつていただいた日本人の満足度を上げるということが、どうも、やはりどっちも向いててどっちも中途半端な気気が私はいたします。むしろ、負担と受益の関係と言えば言うほど、じゃ、日本人にどういうメリットがあるんだ、どういうことがあるんだということがになつて、本来これは、もともと日本人のためじやなくて、もちろん間接的には日本人ですけれども、訪日外国人旅行者をやすめためにというこ

とではないかと思います。

したがつて、直接的にということを先ほどおっしゃつていただきましたけれども、どうしてもやはり間接的な受益しか日本人には感じられないのではないかと私は思います。

これは、おいおいまた、フルで四百億になつたときに更に議論になるかと思いますが、かなりこの使い道については、現時点でも、この六十億の中ですら、先ほど申し上げましたように、その他については日本人に関係ないところです、直接的

に言うと。今ですらそうであるなら、四百億になつたときははどうなるのか。四割の日本人にとつかりとやはり見ていかなければいけないと思いま

す。四割の負担者である日本人がその負担の受益を感じられるかというと、それにしては曖昧であるし漠然であると指摘せざるを得ないと私は思いました。

○大鹿政府参考人 お答え申し上げます。

本税は、御指摘のとおり、使途を法律で規定しておりますため、これは特定財源に当たります。この特定財源制度は、従来より、メリットとしましては、受益者に直接負担を求めるに合理性があり、その場合、受益と負担の関係の明確化を通じて、負担についての理解を得られやすいというメリットがある。一方で、当該財源の使途があらかじめ限定されることにより、不必要的支出を招きかねないといった点も指摘をされているところでございます。

○稻富委員 観光財源のあり方検討会では、特定財源ということについてどのように議論をしたのか、あるいは議論をしていないのかということを教えてください。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

検討会の、昨年十一月に発表されました取りまとめの中では、「財源を充当する施策は、以下の考課を基本とすること。」とされておりまして、その中で、「受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるようすべきであること」というた記述が見られておるところでございます。

また、このような考課に基づきまして、昨年十二月の閣僚会議決議もなされておるというこ

とでございまして、特定財源という直接的な文言が用いられたわけではございませんけれども、考え方といたしましては、受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるようすべきであるといふ議論がこの検討会においてもなされていたといふことでございます。

例えば、空港における保安検査とか出入国円滑化などであれば、先ほどこれも御答弁いただきましたけれども、負担者が受益を負担できる、そういうふうな考え方でございましたが、一から三で、繰り返しになりますが、

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

検討会の、昨年十一月に発表されました取りまとめの中では、「財源を充当する施策は、以下の考課を基本とすること。」とされておりまして、その中で、「受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるようすべきであること」というた記述が見られておるところでございます。

また、このような考課に基づきまして、昨年十二月の閣僚会議決議もなされておるというこ

とでございまして、特定財源という直接的な文言が用いられたわけではございませんけれども、考え方といたしましては、受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるようすべきであるといふ議論がこの検討会においてもなされていたといふことでございまして、

これはこの報告書にも書かれておる次第でござります。

その上で、受益と負担の納得感と「う」ことを考えたときだ、その使途について、「受益と負担の関係から、負担者の納得感が得られるよう」にすべきである」と」といつた結論を得たということです。

消費税もそうです。これは、与野党とともに、当時は、五から八、八から一〇にするときに、使い方は目的税化をしている。それは、年金、医療、介護、そして子育てというふうに使い方を決めていきます。それは、何もそれだから悪いと言つもりません。ただ、その後、やはり特定財源の長所、短所があるということだと思います。

簡単に特定財源の長所、短所をまとめさせていただきます。ただきましたけれども、長所は、公平性、これは道路特定財源のときでしたけれども、道路利用者が便益に応じて負担、安定性がある合理性がある、負担したものが全て道路財源に充当されるから。短所としては、やはり財政の硬直化、使途が特定されるため資源配分が効率を損なう、あるいは既得権益化する、そして議会による予算統制を妨げる。議会では審議されそのままその財源が守られるという短所があるということでございま

ただ、言われたように、それが全部対応ができる
ない。福岡が一番。二番が長崎、三番が那覇で
すよ。そういうたところでは税関職員がもうえら
いことになつてゐるというののが実態。しかも、大
量に入つてきた人に普通の対応でやつたら、それ
は、悪いけれども上陸するまでに五時間、六時間
待つてもらわないととてもじゃないというのが実
態なんですよ。それを何とかせないかぬというの
が、あなたの地元でいえば福岡だからそつちの方
がよほど深刻なんだと思うけれども、俺のところ
よりそつちの方がよほど深刻なことになつてゐる
だろう、あそこら辺。
だから、そういう意味では、やはり、さつさ
と対応しないとこれはえらいことになるんだと
思つてゐるんだろうね。そのところは実態をよ
くわかつておられるんだと思いますけれども。
私どもとしては、そういうたものをやはりきち
んとやつていかないといふことはえらいことになるな
といふのが正直前からこの数年間思つていました
から、だから、私どもは、この話というのは、
今、適宜にやるんだつたら手つ取り早くこれをや
らないと、とてもじやないけれども予算を毎年
ちょこちょこやつてゐる段階ではないと思つて
ましたので。

なつてきたら、それはきちんとして、P D C A とよく言われるけれども、そういうたのものを使つて、その目的税というものを別のものに変えて、か、更に拡大するか、いろいろな方法に変えていくというのは、そのときの政治家が真剣に考えないかぬということなんだと思つております。

○稻富委員 大臣、ありがとうございます。

福岡は、おっしゃるとおり、目の前でそういう対処しなきやいけないことがたくさんあるということは、御指摘いたいたとおりでござります。ただ、今の特定財源の件は、例えば何らかの年限を設けるとか税法の中に何かを埋め込まないと、さつき大臣はそのときの政治家が決断をするという言い方でございましたけれども、何かそういう仕組みを持つていないと肥大化をすると、可能性が十分あり得るのかなということで、御指摘をさせていただきました。

統きました、施行日についての質問に移りま

なぜ一月七日からなんでしょうか。
○星野政府参考人 お答え申し上げます。
本税の施行日に関しましては、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの前にできるだけ財源を確保する観点や、事業者の準備期間を勘案しつつ、年末年始の繁忙期の混乱を避けるために、先生御指摘のとおり平成三十一年の一月七日以後の出国に適用することといたしております。
事業者の準備期間につきましては、国交省が関係者からヒアリングを行っているわけですがれども、国際航空の分野におきましては、税法成立後、国際線を運航する航空会社の団体であります国際航空運送協会、IATAによる本税の内容の確認、またIATAが認証するシステム会社による国際的な共通発券システムの改修、国内外における航空会社や旅行会社による自社システムの改修といったものもろとの対応が必要となりました。円滑な導入のため九カ月程度の準備期間が必要との回答を得ているところでございます。こう

府の基本方針で、福岡だつたらよく御存じでしょ
うけれども、今、築港なんて五千人、八千人単位
だもんね。飛行場の輸出入しかみんな知らないけれども、俺たちは船だから、あそこは。桁が違いますよ、全然。飛行場の対応でしか税關職員はないから。三百人対応のところにいきなり三千人、四千人と来られて、それが毎日ですよ。

今、福岡は、御存じかと思いますが、日本で貨客船、いわゆるクルーズ船の着岸というのは日本で一が福岡ですから。もう横浜とか神戸は問題にな

じような話だつたんですよ。
これは揮発油税とか重量税とかいろいろあつた
んですねけれども、二〇〇九年、麻生内閣のときに
あれをやめたんですから。すごい騒ぎでしたよ、
本当に。道路族と言われる方からえらい勢いでや
られましたから、物すごい印象がありますよ。お
まえセメント屋だろうがセメントかなんて言われ
て、もうえらい勢いでやられましたから、私は
そういう意味で、こういったのもすごい大変
だとよくわかりますよ。しかし、時代に合わなくな
だとよくわかりますよ。

なつてきたら、それはきちんととして、PDCAとよく言われるけれども、そういったものを使って、その目的税というものを別のものに変えていか、更に拡大するか、いろいろな方法に変えていくというのは、そのときの政治家が真剣に考えないかぬということなんだと思つております。

○稻富委員 大臣、ありがとうございます。

福岡は、おつしやるとおり、目の前でそういう対処しなきやいけないことがたくさんあるということは、御指摘いたいたとおりでござります。

ただ、今の特定財源の件は、例えば何らかの年限を設けるとか税法の中に何かを埋め込まないと、さつき大臣はそのときの政治家が決断をするという言い方でございましたけれども、何かそういう仕組みを持つていないと肥大化をするという可能性が十分あり得るのかなということで、御指摘をさせていただきました。

続きまして、施行日についての質問に移ります。

来年一月七日からということでおざいますが、なぜ一月七日からなんでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

本税の施行日に關しましては、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの前にできるだけ財源を確保する観点や、事業者の準備期間を勘案しつつ、年末年始の繁忙期の混乱を避けるために、先生御指摘のとおり平成三十一年の一月七日以後の出国に適用することといたしております。

事業者の準備期間につきましては、国交省が閣

したことも踏まえまして、施行日を平成三十一年の一月七日にしているということございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

まず、そのまま対応で九ヶ月かかるということです。

ただ、本当にそうかということを率直に思うのと、あと、平成三十年度は六十億の予算が組んであります。

あつて、より具体的な使い方があると。ただ、次年度、平成三十一年度については、フルの約四百億についてはこれからその使い道については議論をするということだとと思うんですが、やはり新税率で、新たにつくって、そして受益と負担が大事で、そして税をということでれば、本来、この四百億を決めてこの国会にかかるといけないのではないかという問題意識が私はございました。

むしろ、一月のわずか六十億というところでとりあえずここで法案として成立をさせ、あとの四百億は後で考えるとということは、新税、そして新たな納税者に対する説明をするという意味では、私はこれはどうか。であれば、四百億をどう使うかということをこの場で、やはり委員会において議論をすべきだと私は思うんですが、もう一回御答弁をお願いできますでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

この国際観光旅客税の税収の使途につきましては、受益と負担の関係から、納税者の方々に納得感のいく使い方をする必要があるというのは、先生御指摘のとおりでございます。

このため、先ほど来申し上げております観光庁の検討会においても御議論いただいたところでございますし、十二月の閣僚会議決定においても、具体的な三分野にこの税収を充てていくといふことでございます。

それは、第一に、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、第二に、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、第三に、地域固有の文化、自然などを活用した……(発言する者あり)誠心誠意お答えさせていただきます。自然等

を活用した観光資源の整備などによる地域での体験滞在の満足度向上の三つの分野に充當することとされたところでございます。

また、これは既存施策の単なる穴埋めをするのではなく、受益と負担の関係から、負担者の納得を得られ、先進性や費用対効果が高い取組について充當していくことがこの閣僚会議で定められたところでございます。

この税収を充てる施策につきましては、負担者の納得が得られるよう、そのことを国際観光振興法の改正案という形で、国土交通省の方から現在国会に提出をさせていただいておるところというところでございます。

平成三十一年度以降、税収につきましては、基本方針に沿つた施策、事業に充てるということでございますけれども、これは三十一年度予算の話になりますので、具体的な施設、事業については、硬直的な予算とならないよう、民間有識者の皆様の意見も聞きながら、ちゃんととした検討をこれからしっかりと行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○稲富委員 受益と負担という度合いがどうなっているのかということが極めて大事で、先ほど来受益と負担、そして負担する方の納得がいくようにしゃべっていて、これは、要するに使い道がどうなるのかということが極めて大事で、先ほど来受けておるところでございます。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

航空代、航空サービスに対して消費税が課税されるということになります。

申しわけございません、国内運送と間違えて。国際運送に関しては消費税はかからないということがあります。

○稲富委員 確認でございます。

このことの御答弁を何度も聞いていますけれども、先ほど申し上げたように、日本人の四割が本当に納得いくのかとということを問題提起をさせていただきました。

そういう中で、冒頭、なぜ千円なのかということが私申し上げましたけれども、これは、千円だからいいとか、千円だから許されるとか、千円は十五万からすると安いからいいとか、簡単だとは言えます。しかし、私の認識では、税は、安いからいいとか、負担が少ないからいいとかという議論ではなくて、その負担に見合った受益があるかどうかということで判断されるべきものです。

だからこそ、その受益がどうなのか、四百億はどうなのか、振り返ってそれが千円に見合うのか

という話をしないと、千円は十五万からするとレートでちょっと移動するぐらいで変わらないからいいのではないかという議論を始めると、では、千円ではないのか、二千円ではないのかといふ話になります。あくまで受益と負担の中で、その受益がどうものであつて、それに対しても納税者が千円払う価値があるかどうかということを議論しないと、いつまでたってもこれは納得ができるものには私はならないと思います。

そういう意味で、何度も繰り返しになりますが、四百億は一体どうなのかという中身をやはり議論しないと、この国際観光旅客税そのものがいか悪いかという判断がつかないというふうに私は思います。

時間が少なくなりましたので、最後に確認事項を幾つかさせていただきたいと思います。

これはもう本当に確認ですけれども、海外へ飛行機で行った場合は消費税はかかる、からなりい、どちらでしようか。確認です。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

航空代、航空サービスに対して消費税が課税されるということになります。

申しわけございません、国内運送と間違えて。国際運送に関しては消費税はかからないということがあります。

○稲富委員 確認でございます。

このことの御答弁を何度も聞いていますけれども、先ほど申し上げたように、日本人の四割が本当に納得いくのかとということを問題提起をさせていただきました。

あと、この千円というのは、消費税で言うところの、運賃プラス、これからプラス千円ということで、消費税はかかるないということを確認をさせていただきました。

そういう中で、冒頭、なぜ千円なのかといふことを私申し上げましたけれども、これは、千円だからいいとか、千円だから許されるとか、千円は十五万からすると安いからいいとか、簡単だとは言えます。しかし、私の認識では、税は、安いからいいとか、負担が少ないからいいとかという議論ではなくて、その負担に見合った受益があるかどうかということで判断されるべきものです。

だからこそ、その受益がどうなのか、四百億はどうなのか、振り返ってそれが千円に見合うのか

るかということは議論をしました。これは大事な点だと私は個人的には思っています。特に船舶で、先ほど言いました、福岡から釜山は一万四千円、それで、千円を、一万五千円と載せるのか、一万四千円プラス旅客税というふうに載せるのかということは、納税者の意識としてはすぐ大事な点だと思います。

したがって、大臣、これは納税者にわかるよう表記をする、ガイドラインでも何でも結構ですけれども、そういった取扱いを定めるなり、そういう対処が私は必要だと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これは少々、事務的な話なので、ちょっとと検討させてみますけれども、内税がいか外税がいいか、これはなかなか意見の分かれどころで、消費税を入れるとき、あのときは内税がいい内税がいいと、今になつたら外税がいいとか、みんないろいろ言われますので、これは本当に、ちょっととやつてみないとよくわからぬところがあると思いますので、ちょっととこれは、正直に、今初めて御指摘をいただきました。事務的な話であるとは思いますが、詰めさせていただきます。

○稲富委員 その他の質問はできませんでした。

まだ、少し税の議論としては生煮えのところがたくさんあると思います。ぜひ、もっとしっかりと議論をして詰めていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○小里委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 本日の委員会審議の最後の質問になります。あと三十分、どうぞ一頑張り、御協力をお願いをしたいと思います。

私も、無所属の会を代表しまして、ずっと議題となつております国際観光旅客税法案について議論をさせていただきたいというふうに思います。

今、最後の、稲富さんの質問に対する対応も含め、十分な議論が、慎重な検討が行われてきて、なかつたんだなということをつくづく感じます。

というのは、ちょっとなかなか見つからぬなどいうのが現状だと思つております。

○野田(佳)委員 思つた以上にインバウンドで訪日する外国の方がふえている、それはそうだと思いますね。それへの対応とか、まさに二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックへの対応なども含めて、急がなければいけないものも確かにあります。

そのことも含めて、それでどれぐらいの財政需要があるかも含めてよく精査した上で、あらゆる努力をした中で、そして最後に出てくるのが、私は、国民に負担を求めるやり方だと思うんです。そのプロセスを丁寧にたどつてきているかなという、そう見えないところに違和感を感じるということをさつき申し上げさせていただきました。

加えて、それが、先ほど稻富委員が指摘した特定財源というやり方ですね。稻富さんは優しいから、メリット、デメリットと言つてしまつたけれども、私は、特がつくやつ、スペシャルがつくやつは、大体今までおかしなことばかり起つてきただと思ってるんです。さかのぼれば、特殊法人、特別会計、あるいは特別手当。最近は、特区というのも変なのが出てきましたね。

最初のスタートはそれなりの理由があつて制度をつくるんですけども、それがどんどんどんどんどんと、違う目的も含めて肥大化をする。一つの、一つというか、一つどころじやなくて、さつき道路特定財源の話が出ていましたけれども、過去の経験からすると、余りスペシャルというのはつくらぬ方がいいという経験をしてきたと私は思つてますね。

特定財源化というのはどうもいかがわしさを感じてしまうんです。どうしても無駄遣いの温床になりかねないという気持ちを非常に強く持つてますね。それでけれども、その辺の懸念は、財務大臣、ございませんか。

○麻生国務大臣 道路特定財源がなければ、やはり野田先生、これだけ高速道路は普及しなかつた

のも確かだと思うんですね。

昭和三十年でしたかね、あれは、初めてトヨタの車が昭和三十八年に、私、学生のときに、サンフランシスコに二台、トヨタカローラというのは上陸したんですけども、サンフランシスコの坂を上れなくて敗退した。十年したら輸出やり過ぎ、二十年したら自主制限、三十年したら輸入制限なんてやられて、あのときの三十年間という

のは、トヨタカローラを、上れなくて惨めなものだなと思ったのから、あれをあそこまで伸ばしていつた最大の理由は何かといえば、技術も確かにトヨタ始め頑張ったんだとは思いますけれども、やはり道路がよくなつたというのが非常に大きかったんだんだ、私にはそう思つております。

ただ、今言われたように、二〇〇九年に道路特定財源をやめるということを自分のときにさせていただきまして分とそれに対する、特のつく、特定と言われましたが、特定財源に関する需要の中身が変わりまして、あのとき随分と。だから、もういいんじやねえのかというのと、何となく、あのころはたしか、コンクリートから人へとか言っておられた方もおられた、おられたというか、まだ死んでないといったのもあって、ずっと振つておられた方でおられますけれども、おられましたので、そいつたのもあって、ずつと振つておられた時代だったんだとは思ひますけれども。

今やはり、時代に合つたもので、その時代に合わなくなつたとなつたらどこかで切らなければいけないのは、そのときの政治家が決断せないかぬと、いうのがなかなか難しいので、つくつた人が生きていると、俺がつくつたとかいう話になるとなかなか難しいのも事実だというのだが、私どものこれは知らないわけじゃありませんが。

そういう意味では、やはりどこかで、時代に合わなくなつたということになればその段階で、その法律にかわるもの若しくはそれをやめる何か

というようなものを考へないかぬというのは確かだと思います。

○野田(佳)委員 特をつけた制度というのは、私はやはり慎重に検討するという中で、特に今回は特定財源ですから、どういう使い道に使うかといふところは、これこそ本当に、「一番議論の肝にかかるところは、これこそ本当に、一番議論の肝にかかるところではないのかといふうに思いました。

これも、随分いろいろな、丁寧な質問があつたからかぶつけてきますけれども、使い道のところで三つありましたね、さつき。人のふんどしで相撲をとるのは悪いんですが、稻富さんの資料を見るといふゆゑの使途のところで、「ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備」、そして「我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化」、「観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」とあるんですよ。これは広がつていて思ひますね、この解釈の中で。非常に解釈として広がつていくと思います。

ストレスフリーは、これは日本人の出国の、今千七百万人ですか、その人たちも受益を受けますね。これは、比較的理度が深まるんじゃないですか。出入国のときに何回も航空券とかパスポートを出す場面があります。顔認証だけで済んでしまうんですよ。これは私は広がつていて思ひますね。

ストレスフリーは、これは日本人の出国の、今千七百万人ですか、その人たちも受益を受けますね。これは、比較的理度が深まるんじゃないですか。出入国のときに何回も航空券とかパスポートを出す場面があります。顔認証だけで済んでしまうんですよ。これは私は広がつていて思ひますね。

ストレスフリーは、これは日本人の出国の、今千七百万人ですか、その人たちも受益を受けますね。これは、比較的理度が深まるんじゃないですか。出入国のときに何回も航空券とかパスポートを出す場面があります。顔認証だけで済んでしまうんですよ。これは私は広がつていて思ひますね。

そういうことに限るんだしたら、場合によつて

は特定財源、その種のものならばね、外國の方も日本の方も同じくこれは便利だな、よかつたなど受益を感じるんだつたら、その一定の負担のあり方として特別な財源を充ててやるということはあるかもしれない。けれども、さつき言った我が家は多様な魅力に関する情報の入手の多様化、これは何ですか。いろいろできますよ、こんなのが、しかも、日本人は恩恵を受けないですよね、多分。

加えて、三番目が気になるんですね。「観光資

源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」、この「満足度向上」という抽象的なところにいろいろなものが入つてくるような可能性を、物すごく危機感として私は感じます。

特定財源は、スタートは、最初はいろいろなことを言う、だけれども、肥大化していく過去の歴史を見ると、この使途の扱い方、もう既に脇が甘いと私は思つんですね。それは、やはり、財政当局としてはしっかりとこういう議論をやつてもらわないと、いかがでしようか。

○麻生国務大臣 これはおっしゃるように、特定財源ではあつても目的税ではありませんから、いわゆるどういったものにと、いう範疇に関しては、今、確かにおっしゃるように顔認識もありますし、新しい、NTTなんかが持つていますけれども、我々の携帯を使って日本語でしゃべると、これから英語になつたりフランス語になつたり、一秒半ぐらいのおくれでぱつとできる機械なんといふのが、かなり高いものではありますけれども、もう出てきていますから。少なくとも、鹿児島弁を標準語に直せるぐらいのことはできるかといふと、なかなか難しいんですけども、標準語でしゃべれば普通の英語になるところまでは来ているんですよ。

ところが、なかなかそういうふうなところのものが、置いてあればまた随分便利になるとか、そういうふたものは、ストレスフリーという点に関しては、僕は、効果があるし、顔認識以外にそういったものが、これは結構な金がかかりますので、そういうふたものがあるなと思いますけれども、これが普及した後では、この金、引き続ぎ、四百億入ってきた金を何に使うんだというこ

とになるだらうというお話をなんだと思います。これはもうおっしゃるとおりなので、私どももしてはこれは真剣に、きちんと毎年予算編成をしますので、これは目的税ではありませんから、きちんととした形で予算の編成のときに対応というも

のは、主計サイドとしてはきちんと対応するとい

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

が、観光施策の特性に鑑みればなじまないので

度がなかなかつくれておらなかつたということです

○野田(佳)委員 確かに鹿児島弁はわかりにくいくらいでありますよね、「西郷どん」でも感じますけれども。まあ、それはおいておいて。

出入国、航空旅行、宿泊等々の中でなぜ出国か
といふ点についてまず御説明をいたしますと、今
回の国際観光旅客税、これは、観光立国の受益者
の負担による観光財源の確保を目指した検討を踏
まえて創設されるものでございます。

ないかといった議論を踏まえまして、税方式を採用したということですぞいります。

ござりますので、これは出国という行為に着目をして税金をいたぐ、そうすれば、結果的に外国の方からより効率的にある意味財源を確保させていたぐことができるといったような議論もございまして、このような方式が検討会の結論になつた。この二つを併せておるところですが、いま

しされたと思うんですが、初年度で六十億、平年一度で四百三十億からになるお金なんでしょう。その四百三十億の枠を持つていると、私の言った懸念というのとは相當いろいろなところから出てきそうな気がするんですよ。

大体、この動きを推進した人たちの顔も浮かんで、誰とは言いませんけれども。加えて、この種の動きには大手の広告会社がかわって、どんどんどんどんと耳当たりのいい事業とかを言つてきますよ。そんなのに乗っちゃいけないんです

筆者の方の機譯会におきまして、先づとござるとして、した三つの類型、出入国、航空旅行及び宿泊につきまして検討が行われまして、出入国に負担を求めるとの結論に至つたということで理解をしておりますが、これは、訪日外国人旅行者、二〇二〇年に四千万人目標等の達成に向けて講じられる観光施策が、空港・港湾の出入国環境の円滑化便利性向上等を含むとともに、国際航空・海運ネットワークの維持拡大に資するということを勘案いたしまして、出入国という行為に着目し、広く薄く負担を求めることがされたものと理解をしてお

われて庶民がいつからどうなったのか気がして、東京都が二〇〇二年に導入しました。その後、全然後を追隨する動きはなかつたけれども、このように観光がどんどん盛んになつてきて、今度、大阪が取り入れますよね、京都市も入れるんでしよう。多分、これからどんどん自治体レベルで出てきますよね。何か、観光に着目しているいのんな税金をかけようという動きが国だけじゃなくて地方まで出てくるんですね、よくこれは整理した方がいいと思いますね。

○野田(佳)委員 なぜ出国税がベストかというと、
とももとよく、これからも機会があつたらお尋
ねをしていきたいと思ひますけれども、私が
ちょっと懸念するのは、國も地方も、國は今回出
國税、地方では宿泊税の勢い、ちょっとインバウ
ンドが盛り上がりつづいてるからといって調子に乗つ
ていくとだんだん後退していきますよ。そこはよ
く整理していく方がいいというふうに思いま
す。

よ、この日本の財政を考えたときに。それは、まさに財務大臣や財務省の役割ですよ。しつかりとチェックしてもらわないと。

ということを強く申し上げ、これ以上生臭いことは言いませんけれども、強く懸念を持っていることを指摘をさせていただきたいというふうに思います。

出入国に着目して課税をするに当たりまして、円滑な入国手続や確実な執行の観点に加えまして、韓国やオーストラリアなど諸外国においては出国時に課税することが一般的であることを踏まえまして、出国時に一度だけ課税するということにいたしたわけでございます。

体 何なんですか。これは通告していないけれども。地方ではそういう動きがありますよね。国と地方との関係も含めて、よくこれは議論をした方がいいのではないかと思います。いかがですか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

宿泊税につきましては、先生御指摘のとおり、まず、東京都が導入をされました。その後、十数

その上で、もう時間がありませんから、細かいのを幾つか用意していましたけれども、冒頭に、きょう、観光庁が有識者会議六回のやつの議事の要旨が提出せるか出せないかもごもご言って、ようやく、委員の強い要請と理事が動いて、委員長が認めていただいて、資料が出てくるということになりましたね。私、この姿勢は許されませんね。

これは川内さんの資料だつたですね、各國の
光関係の公租公課といふ、いいものを見せて
いたので恐縮ですけれども。これを見て
いると、鰐
光関係の公租公課といふと、出入國か航空旅行
か、チエコだと宿泊になつてゐるんですね。こう
いう形態に着目をして課税をするなり手数料をか
けるなりしているわけです。

特定財源の話、まず前段から入りましたけれど
も、何で出国税という形にしたのかの明確なわから
りやすい説明が欲しいんです。なぜ出国税なの
か。なぜ入国税じゃないのか、なぜ手数料じゃ
ないのか、なぜ出国税にしたのか。これは、ぜひ
負担をされる人たちに説明をするという意味から
も、丁寧なわかりやすい御説明をいただきたいと
いうふうに思います。

また、観光庁の検討会におきましては、国内線を含めた航空旅行また宿泊についても検討されましたがけれども、宿泊税等既存の負担との関係もあり、事業者から反対の声が大きかつたということとで、この二つについては採用されなかつたところでござります。

また、手数料との関係でござりますけれども、本日の質疑の中でも御説明をいたしましたけれども、財源確保の手法につきまして、同じく観光庁の検討会におきまして、観光施策が今後も高度化する等に鑑みれば、受益と負担の関係について負担者の納得が得られる範囲で、毎年度の予算編成を通じてニーズに合った柔軟な活用が可能な税方式が適当であり、他方、手数料方式は、受益の程度を特定しそれに応じた負担額とする必要があるでござります。

年置いて大阪で導入をされました。また、京都都議会でも条例案を可決されたというふうに伺つております。今、またほかの自治体においても、宿泊税を自治体の税収として検討しておられる動きが幾つか見られておるところでございます。

今般、観光庁の検討会におきましては、宿泊税課税するということになりますと、このような財産税の税制との関係の問題が出てくるということになると、それと、宿泊税の場合は比率で見ますと、日本人の方の方が多くなるということでございま

四半世紀ぶりの新税導入でしょう。負担をされる皆さんの理解を求めて、国民の合意形成を図るために、出せる資料は率先して出さなきやいかぬですよ。こういう姿勢で新税に臨むというのは許されないと私は思います。

そのことを厳しく指摘し、さつき、三月二日と言つていただきましたね。二日に出できたら通告なんかできませんよ。採決をやるんですよね、二日には、順調にいけば、そんな資料を二日に出してくださいとも意味がありません。あしたじゅうに出すように努力してくださいといふことを強く要請して、質問を終わります。

委員長、念のために確認をお願いします。

○小里委員長 御発言を踏まえて、しっかりと理事會で協議し、対応いたします。

第一類第五號 財務金融委員會議錄第五號

平成三十年二月二十八日

次回は、来る三月二日金曜日午後零時五十分理
事会、午後一時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

平成三十年三月二十一日印刷

平成三十年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U